

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公表特許公報(A)

(11) 特許出願公表番号

特表2009-535749

(P2009-535749A)

(43) 公表日 平成21年10月1日(2009.10.1)

(51) Int.Cl.	F I	テーマコード (参考)
G06Q 30/00 (2006.01)	G06F 17/60 326	5B075
G06F 17/30 (2006.01)	G06F 17/30 170Z	
G09F 19/00 (2006.01)	G06F 17/30 340A	
	G09F 19/00 Z	

審査請求 有 予備審査請求 未請求 (全 36 頁)

(21) 出願番号 特願2009-510019 (P2009-510019)
 (86) (22) 出願日 平成19年5月1日 (2007.5.1)
 (85) 翻訳文提出日 平成20年12月16日 (2008.12.16)
 (86) 国際出願番号 PCT/US2007/067908
 (87) 国際公開番号 W02007/130959
 (87) 国際公開日 平成19年11月15日 (2007.11.15)
 (31) 優先権主張番号 11/381, 221
 (32) 優先日 平成18年5月2日 (2006.5.2)
 (33) 優先権主張国 米国 (US)

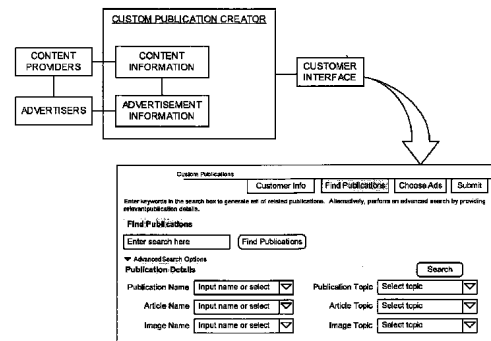
(71) 出願人 502208397
 グーグル インコーポレイテッド
 アメリカ合衆国 カリフォルニア州 94
 043 マウンテン ビュー アンフィシ
 アター パークウェイ 1600
 (74) 代理人 100064746
 弁理士 深見 久郎
 (74) 代理人 100085132
 弁理士 森田 俊雄
 (74) 代理人 100083703
 弁理士 仲村 義平
 (74) 代理人 100096781
 弁理士 堀井 豊
 (74) 代理人 100098316
 弁理士 野田 久登

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 出版物におけるコンテンツと広告のカスタマイズ

(57) 【要約】

方法は、複数のコンテンツ供給元から個人向けコンテンツを受け取ることを含む。個人向けコンテンツはユーザ入力に基づく。方法は、ユーザ入力に基づき個人向け広告を受け取ることと、個人向けコンテンツと個人向け広告とを含むカスタム出版物を作成することとをさらに含む。



【特許請求の範囲】**【請求項 1】**

複数のコンテンツ供給元から、ユーザ入力に基づく個人向けコンテンツを受け取ることと、

ユーザ入力に基づき個人向け広告を受け取ることと、

前記個人向けコンテンツと前記個人向け広告とを含むカスタム出版物を作成することとを備える、方法。

【請求項 2】

興味のある対象に関するユーザ入力を受け取ることとをさらに備える、請求項 1 に記載の方法。

【請求項 3】

個人向けコンテンツ検索クエリに基づき前記複数のコンテンツ供給元を検索することと、

前記個人向けコンテンツ検索クエリの結果に基づきコンテンツを推奨することと、

前記推奨されたコンテンツから前記個人向けコンテンツを選択するユーザ入力を受け取ることとをさらに備える、請求項 1 に記載の方法。

【請求項 4】

前記個人向けコンテンツ検索クエリを格納することとをさらに備える、請求項 3 に記載の方法。

【請求項 5】

個人向け広告検索クエリに基づき広告を検索することと、

前記個人向け広告検索クエリの結果に基づき広告を推奨することと、

前記推奨された広告から前記個人向け広告を選択するユーザ入力を受け取ることとをさらに備える、請求項 1 に記載の方法。

【請求項 6】

前記個人向け広告検索クエリを格納することとをさらに備える、請求項 5 に記載の方法。

【請求項 7】

複数のコンテンツ提供者からコンテンツを受け取ることと、

前記コンテンツを集約することと、

前記集約されたコンテンツから前記個人向けコンテンツを受け取ることとをさらに備える、請求項 1 に記載の方法。

【請求項 8】

前記集約されたコンテンツに索引を付けて分類することとをさらに備える、請求項 7 に記載の方法。

【請求項 9】

複数の広告主から広告を受け取ることと、

前記広告を集約することと、

前記集約された広告から前記個人向け広告を受け取ることとをさらに備える、請求項 1 に記載の方法。

【請求項 10】

前記集約された広告に索引を付けて分類することとをさらに備える、請求項 9 に記載の方法。

【請求項 11】

個人向けコンテンツを前記受け取ることと、前記カスタム出版物に含める前記コンテンツを指定するユーザ入力を受け取ることを含む、請求項 1 に記載の方法。

【請求項 12】

前記個人向け広告を受け取ることと、前記カスタム出版物に含める前記広告を指定するユーザ入力を受け取ることを含む、請求項 1 に記載の方法。

【請求項 13】

前記個人向け広告は前記ユーザ選択コンテンツに基づく、請求項 1 に記載の方法。

10

20

30

40

50

- 【請求項 14】
前記個人向け広告はユーザ情報に基づく、請求項 1 に記載の方法。
- 【請求項 15】
前記個人向け広告は前記ユーザ選択コンテンツに基づき自動的に生成される、請求項 1 に記載の方法。
- 【請求項 16】
ユーザ情報に基づき広告を推奨することと、
前記推奨された広告から前記個人向け広告を指定するユーザ入力を受け取ることとをさらに備える、請求項 1 に記載の方法。
- 【請求項 17】 10
前記個人向けコンテンツに基づき広告を推奨することと、
前記推奨された広告から前記個人向け広告を指定するユーザ入力を受け取ることとをさらに備える、請求項 1 に記載の方法。
- 【請求項 18】
コンテンツ検索クエリに基づき広告を推奨することと、
前記推奨された広告から前記個人向け広告を指定するユーザ入力を受け取ることとをさらに備える、請求項 1 に記載の方法。
- 【請求項 19】
前記カスタム出版物の配布形式を指定するユーザ入力を受け取ることとをさらに備える、請求項 1 に記載の方法。 20
- 【請求項 20】
前記カスタム出版物をハードコピー形式で提供することとをさらに備える、請求項 1 に記載の方法。
- 【請求項 21】
前記カスタム出版物を機械閲覧可能形式で提供することとをさらに備える、請求項 1 に記載の方法。
- 【請求項 22】
ユーザ選好に基づきコンテンツを検索することと、
前記コンテンツ検索の結果に基づきコンテンツを推奨することと、
前記推奨されたコンテンツから前記個人向けコンテンツを選択するユーザ入力を受け取ることをさらに備える、請求項 1 に記載の方法。 30
- 【請求項 23】
ユーザ選好に基づき広告を検索することと、
前記広告検索の結果に基づき広告を推奨することと、
前記推奨された広告から前記個人向け広告を選択するユーザ入力を受け取ることとをさらに備える、請求項 1 に記載の方法。
- 【請求項 24】
複数のコンテンツ供給元からユーザ入力に基づき個人向けコンテンツを受け取ることと、
前記個人向けコンテンツに基づき個人向け広告を受け取ることと、 40
前記個人向けコンテンツと前記個人向け広告とを含むカスタム出版物を作成することとを備える、方法。
- 【請求項 25】
複数のコンテンツ供給元からユーザ入力に基づき個人向けコンテンツを受け取ることと、
ユーザ入力に基づき個人向け広告を受け取ることと、
前記個人向けコンテンツと前記個人向け広告とを含むオンデマンド販売時点印刷出版物を作成することとを備える、方法。
- 【請求項 26】 50
複数のコンテンツ供給元からユーザ入力に基づき個人向けコンテンツを受け取ることと

、
前記個人向けコンテンツに基づき個人向け広告を受け取ることと、
前記ユーザ選択コンテンツと前記関連広告とを含む印刷出版物を作成することとを備える、方法。

【請求項 27】

複数のコンテンツ提供者からコンテンツを受け取ることと、
前記コンテンツを集約することと、
前記集約されたコンテンツから個人向けコンテンツを受け取ることと、
複数の広告主から広告を受け取ることと、
前記広告を集約することと、
前記集約された広告から個人向け広告を受け取ることと、
前記個人向けコンテンツと前記個人向け広告とを含むカスタム出版物を作成することとを備える、方法。

10

【請求項 28】

前記集約されたコンテンツを前記集約広告に関連付けることと、
前記集約されたコンテンツをユーザ情報に関連付けることと、
前記集約された広告をユーザ情報に関連付けることとのうちの少なくとも一つをさらに備える、請求項 27 に記載の方法。

【請求項 29】

前記集約されたコンテンツに索引を付けて分類することと、
前記集約された広告に索引を付けて分類することとをさらに備える、請求項 27 に記載の方法。

20

【請求項 30】

ユーザ情報に基づきコンテンツ検索クエリを作成することと、
前記コンテンツ検索クエリに基づき個人向けコンテンツを引き出すことと、
ユーザ情報に基づき広告検索クエリを作成することと、
前記広告検索クエリに基づき個人向け広告を引き出すことと、
前記個人向けコンテンツと前記個人向け広告とを含むカスタム出版物を作成することとを備える、方法。

【請求項 31】

複数のコンテンツ提供者からコンテンツを受け取るための手段と、
前記コンテンツから個人向けコンテンツを受け取るための手段と、
複数の広告主から広告を受け取るための手段と、
前記コンテンツを前記広告に関連付けるための手段と、
前記個人向け広告と前記個人向けコンテンツとの前記関連付けに基づき前記広告から個人向け広告を受け取るための手段と、
前記個人向けコンテンツと前記個人向け広告とを含むカスタム出版物を作成するための手段とを備える、システム。

30

【請求項 32】

個人向けコンテンツを指定するユーザ入力を受け取るための手段と、
前記個人向けコンテンツに関連する個人向け広告を指定するユーザ入力を受け取るための手段と、
前記個人向けコンテンツと前記個人向け広告とを含むカスタム出版物を作成するための手段とを備える、システム。

40

【請求項 33】

命令を格納するメモリと、
前記メモリ内の前記命令を実行するプロセッサとを備え、前記命令は、
個人向けコンテンツを受け取り、
前記個人向けコンテンツに基づき個人向け広告を受け取り、
前記個人向けコンテンツと前記個人向け広告とを含むカスタム出版物を作成する、装置

50

。

【請求項 3 4】

コンピュータ実行可能命令を格納するコンピュータ可読媒体であって、当該命令は、個人向けコンテンツを受け取る命令と、前記個人向けコンテンツに基づき個人向け広告を受け取る命令と、前記個人向けコンテンツと前記個人向け広告とを含むカスタム出版物を作成する命令とを含む、コンピュータ可読媒体。

【請求項 3 5】

複数のコンテンツ検索クエリをユーザに関連付けることと、前記複数のコンテンツ検索クエリを用いてコンテンツを定期的に検索することと、
 複数の広告検索クエリをユーザに関連付けることと、前記複数の広告検索クエリを用いて広告を定期的に検索することと、
 前記コンテンツおよび前記広告の前記定期的検索の結果をもとに前記選択されたコンテンツおよび広告を前記ユーザに関連付けられたカスタム出版物に定期的に提供することとを備える、方法。

10

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

背景

発明の分野

20

ここで説明する実施例は、一般的には文書処理に、より具体的には出版物におけるコンテンツと広告のカスタマイズに、関する。

【背景技術】

【0002】

関係技術の説明

消費者は様々な出版物を様々な形態で、例えば印刷形態（例えば新聞、雑誌、書籍等）や電子形態（例えば電子新聞、電子書籍（eブック）、電子雑誌等）で、購入できる。出版物の内容は出版者が決め、出版物でどの広告を見せるかは広告主が決める。出版物の内容や広告を操作できない消費者は、当人が関心を寄せない内容や広告を少なくともある程度は含む出版物を購入することがある。

30

【0003】

出版物を購入する消費者の人物像をつかめない出版者が、個人向けの内容や広告の欠如から購読・広告収益を取りこぼすことは多々ある。同様に、広告目当ての消費者には限りがあるから、広告のサイズには事実上標準がない（例えば、全ページ広告となるべき広告のサイズを出版物に合わせて縮小することがある）。ターゲット市場への到達を試みる広告主が次善の、または無益な、広告スペースを購入することがある。また、消費者の要望や反応を十分につかめない広告主にとって、ターゲットとなる新たな市場区分を見抜くのは困難である。

【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】

40

【0004】

既存のニュース集約サービスは、インターネットを通じてウェブページで公表されるニュースコンテンツを探し出して集約する。ニュース集約サービスは、ユーザからの検索クエリに応じて、あるいはユーザがニュース集約サービスの新聞記事欄をブラウズするとき、集約されたニュースコンテンツからクエリや新聞記事欄に係のある読み物の一覧を提示するものであり、それぞれの読み物は、異なる出版物で同じ主題を扱う1組の記事を含む。ユーザはニュースの動向に追従するためニュース集約サービスにアクセスし、検索クエリを繰り返し入力し、関連ニュースの読み物を閲覧しなければならない。残念ながら、かかるサービスでは消費者が様々な供給源（例えば電子新聞、電子書籍、電子雑誌、オンライン百科事典、ウェブサイト、ブログ、ブログ投稿等）から個人向けのコンテンツや

50

個人向けの広告を含むカスタム出版物を作成することはできない。

【0005】

ごく少数のシステムは事業経営者向けの業界情報をカスタマイズする。ただし、かかるシステムは多くの場合手作業によるもので、拡張性がなく、広告ターゲティングがなく、個人向けの（すなわち消費者が選んだ）広告を提供しない。かかるシステムでは、事業経営者が様々な供給源から個人向けのコンテンツを含むカスタム出版物を作成することもできない。

【0006】

個人向けダイレクトメール活動のための可変データ印刷が存在する。可変データ印刷はオンデマンド印刷の形をとり、そこで印刷される文書はどれも似ているが、同じではない。例えば個人向けの書簡を印刷して顧客に郵送する場合、それぞれの書簡の基本的レイアウトは同じになるが、顧客の氏名や住所は異なる。可変データ印刷で印刷される情報では消費者の嗜好が考慮されない。つまりこれは消費者によって作られるカスタム出版物ではなく、人口統計、地理、および/または一般的な郵送先名簿を基礎とする。

10

【課題を解決するための手段】

【0007】

要旨

一態様によると、方法は複数のコンテンツ供給元から個人向けコンテンツを受け取ることを含む。個人向けコンテンツはユーザ入力に基づく。方法は、ユーザ入力に基づき個人向け広告を受け取ることと、個人向けコンテンツと個人向け広告とを含むカスタム出版物を作成することとをさらに含む。

20

【0008】

一態様によると、方法は複数のコンテンツ供給元から個人向けコンテンツを受け取ることを含む。個人向けコンテンツはユーザ入力に基づく。方法は、個人向けコンテンツに基づき個人向け広告を受け取ることと、個人向けコンテンツと個人向け広告とを含むカスタム出版物を作成することとをさらに含む。

【0009】

もうひとつの態様によると、方法は複数のコンテンツ供給元から個人向けコンテンツを受け取ることを含む。個人向けコンテンツはユーザ入力に基づく。方法は、ユーザ入力に基づき個人向け広告を受け取ることと、個人向けコンテンツと個人向け広告とを含むオンデマンド販売時点印刷出版物を作成することとをさらに含む。

30

【0010】

さらに他の態様によると、方法は複数のコンテンツ供給元から個人向けコンテンツを受け取ることを含む。個人向けコンテンツはユーザ入力に基づく。方法は、個人向けコンテンツに基づき個人向け広告を受け取ることと、ユーザによって選択されたコンテンツと関連広告とを含む印刷出版物を作成することとをさらに含む。

【0011】

もうひとつの態様によると、方法は複数のコンテンツ提供者からコンテンツを受け取ることと、コンテンツを集約することと、集約されたコンテンツから個人向けコンテンツを受け取ることとを含む。方法はまた、複数の広告主から広告を受け取ることと、広告を集約することと、集約された広告から個人向け広告を受け取ることとを含む。方法は、個人向けコンテンツと個人向け広告とを含むカスタム出版物を作成することとをさらに含む。

40

【0012】

さらに他の態様によると、方法はユーザ情報に基づきコンテンツ検索クエリを作成することと、コンテンツ検索クエリに基づき個人向けコンテンツを引き出すことと、ユーザ情報に基づき広告検索クエリを作成することとを含む。方法はまた、広告検索クエリに基づき個人向け広告を引き出すことと、個人向けコンテンツと個人向け広告とを含むカスタム出版物を作成することとを含む。

【0013】

もうひとつの態様によると、システムは複数のコンテンツ提供者からコンテンツを受け

50

取る手段と、コンテンツから個人向けコンテンツを受け取る手段と、複数の広告主から広告を受け取る手段と、コンテンツを広告に関連付ける手段とを含む。システムはまた、個人向け広告と個人向けコンテンツとの関連付けに基づき広告から個人向け広告を受け取る手段と、個人向けコンテンツと個人向け広告とを含むカスタム出版物を作成する手段とを含む。

【0014】

もうひとつの態様によると、システムは個人向けコンテンツを指定するユーザ入力を受け取る手段と、個人向けコンテンツに関連する個人向け広告を指定するユーザ入力を受け取る手段と、個人向けコンテンツと個人向け広告とを含むカスタム出版物を作成する手段とを含む。

10

【0015】

もうひとつの態様によると、装置は命令を蓄積するメモリと、メモリ内の命令を実行するプロセッサとを含み、同命令は、個人向けコンテンツを受け取り、個人向けコンテンツに基づき個人向け広告を受け取り、且つ個人向けコンテンツと個人向け広告とを含むカスタム出版物を作成する。

【0016】

もうひとつの態様によると、コンピュータ可読媒体はコンピュータ実行可能命令を蓄積し、個人向けコンテンツを受け取る命令と、個人向けコンテンツに基づき個人向け広告を受け取る命令と、個人向けコンテンツと個人向け広告とを含むカスタム出版物を作成する命令とを含む。

20

【0017】

もうひとつの態様によると、方法は複数のコンテンツ検索クエリをユーザに関連付けることと、複数のコンテンツ検索クエリを用いてコンテンツを定期的に検索することとを含む。方法はまた、複数の広告検索クエリをユーザに関連付けることと、複数の広告検索クエリを用いて広告を定期的に検索することと、コンテンツおよび広告の定期的検索の結果をもとに選択されたコンテンツおよび広告をユーザに関連付けられたカスタム出版物へ定期的に提供することとを含む。

【0018】

本明細書に取り込まれこれの一部をなす添付の図面は本発明の1つ以上の実施形態を図解し、説明とともに本発明を解説するものである。

30

【発明を実施するための最良の形態】**【0019】****詳細な説明**

この後に続く本発明の詳細な説明では添付の図面を参照する。異なる図面の中で同じ要素や類似する要素を同じ参照番号で識別することがある。また、以降の詳細な説明は本発明を制限するものではない。

【0020】**概要**

本発明の原理に一致するシステムおよび方法は、ユーザが複数のコンテンツ供給元から選択したコンテンツと関連広告（例えば、ユーザ入力に基づき選択された広告、コンテンツに関係する広告、または前記2つの組み合わせ）とを含むオンデマンド販売時点印刷出版物を提供できる。関連広告の判断にあたっては、印刷出版物の販売時点に関する情報（例えば、時刻、位置、店舗の種別、完結しつつある取引の種別等）を考慮に入れることができる。例えば消費者またはユーザは、様々な出版物からユーザによって選択された様々なコンテンツを選んでオンデマンド販売時点印刷出版物に盛り込むことができ、さらに様々な広告主から関連広告を選んでオンデマンド販売時点印刷出版物に盛り込むことができる。

40

【0021】

ここで用いる用語としての「コンテンツ」は、機械による読み取りと機械による蓄積が可能な産物、文書、電子媒体、印刷媒体、その他を含むものとして広義に解釈する。例え

50

ばコンテンツは、文書、印刷媒体（例えば新聞、雑誌、書籍、百科事典等）、電子新聞、電子書籍、電子雑誌、オンライン百科事典、電子媒体（例えば画像ファイル、音声ファイル、映像ファイル、ウェブキャスト、ポッドキャスト等）に掲載される情報を含む。

【0022】

ここで用いる用語としての「文書」は、機械による読み取りと機械による蓄積が可能な産物を含むものとして広義に解釈する。例えば文書は、eメール、ウェブサイト、ファイル、ファイルの組み合わせ、他のファイルに至るリンクが埋め込まれた1つ以上のファイル、ニュースグループ投稿、ブログ、ブログ投稿、ウェブ広告、前記コンテンツのいずれか、広告、その他を含む。インターネットの文脈で一般的な文書はウェブページである。文書はしばしば文字情報を含み、埋め込み情報（メタ情報、画像、ハイパーリンク等）および/または埋め込み命令（ハイパーリンク等）を含むこともある。

10

【0023】

ここで用いる用語としての「リンク」は、あるひとつの文書と、別の文書との、または同一文書の別の部分との、相互の参照を含むものとして広義に解釈する。

【0024】

ここで用いる用語としての「出版物」は、コンテンツを提示できるあらゆる媒体を含むものとして広義に解釈する。

【0025】

ここで用いる用語としての「個人向け」は、ユーザが選択するコンテンツ、（例えばユーザ情報に基づき）ユーザに勧めるコンテンツ、ユーザ情報に基づき自動的に選択されるコンテンツ、および/または前記3つの組み合わせを含むものとして広義に解釈する（例えば、出版物のコンテンツおよび/または広告のコンテンツ）。

20

【0026】

図1は、本発明の原理に一致するコンセプトを示す代表的図である。図1に示すとおり、消費者またはユーザはカスタム出版物作成装置に接続された顧客インターフェイスを使ってカスタム出版物を作成できる。カスタム出版物作成装置はコンテンツ提供者（例えばコンテンツの出版者）と広告主に接続できる。コンテンツ提供者は、カスタム出版物作成装置のコンテンツ情報部にコンテンツを提供できる。例えば一実施例において、ニューズウィーク（Newsweek）誌は毎週の記事、画像、その他をカスタム出版物作成装置へ提供でき、カスタム出版物作成装置はこの情報を、ニューズウィーク誌から得た以前の情報と併せてコンテンツ情報部に蓄積できる。別の実施例においては、独立著者/記者またはオンライン提供者（例えばブロガー）が自身の記事をカスタム出版物作成装置へ提供し、コンテンツ情報部に蓄積することもできる。

30

【0027】

広告主は、カスタム出版物作成装置の広告情報部に広告情報を提供できる。例えば広告主は一実施例において、予め作成された広告をカスタム出版物作成装置に提供し、蓄積済みの広告と併せてカスタム出版物作成装置の広告情報部に蓄積できる。広告主は別の実施例において、カスタム出版物作成装置を使って広告を作成し、広告情報部に蓄積できる。広告主はコンテンツ提供者に接続し、自身の広告に関連付ける特定のコンテンツを、および/または人口統計上、サイコグラフィックス上、および/または行動上のターゲットを、選択できる。例えばトラック製造業者なら、トラックに関係するコンテンツ（例えばトラック雑誌の記事）に自身のトラック広告に関連付けることを望むであろう。別の例において、広告主は年齢が18乃至34歳でコーヒーを飲むテキサス在住の男性をターゲットに設定することを望むかもしれない。

40

【0028】

さらに図1に示すとおり、カスタム出版物作成装置に接続された顧客インターフェイスは、カスタム出版物の作成を望む消費者に向けて様々なオプションを提供できる。例えばユーザは、コンテンツ、コンテンツの分類、著者、印刷出版物の区画等を選べるほか、広告主や関心を寄せる広告の分類を選ぶことができる。広告主は、地理、行動、人口統計、協調フィルタリング（すなわち、過去に同意した者は将来再び同意する傾向があるとする

50

仮定のもと、多数のユーザから嗜好情報を収集してユーザの関心について自動的に予測を立てる方法)、コンテンツ、サイコグラフィックス、コンテンツまたは広告の選択、および/または登録時に、および/またはカスタム出版物の作成時に、消費者から収集するその他のデータに基づき、(手動または自動で)個々の消費者にターゲットを設定することができる。

【0029】

消費者は図1に示す代表的インターフェイスで「顧客情報」タブと(例えば、顧客情報を編集および/または入力するため)、「出版物を見つける」タブと(例えば、カスタム出版物に掲載するコンテンツを検索および/または選択するため)、「広告を選択する」タブと(例えば、カスタム出版物に掲載する広告を検索および/または選択するため)、「提出する」タブと(例えば、カスタム出版物の支払いを行うため、および/またはカスタム出版物を請求するため)を選択できる。図1は、ユーザが「出版物を見つける」タブを選択した場合に表示される代表的文書を示している。図1には代表的タブが示してあるが、タブは増やしたり減らしたりでき、および/または1つ以上のタブの機能を別のタブに編入することができる(例えば「広告を選択する」タブと「提出する」タブの機能を「出版物を見つける」タブに入れることができる)。

10

【0030】

ユーザは、検索ボックスにキーワードを入力することにより、検索クエリに関係するコンテンツのリストを作成できる。あるいはユーザは、関連コンテンツ情報を指定することによって上級検索を行うことができる。例えばユーザは、出版物名、記事名、著者名、画像名、出版物の主題、記事の主題、画像の主題、その他、またはこれらの組み合わせを入力でき、さらに「検索」ボタンを選択することによって上級検索クエリに関係するコンテンツのリストを作成できる。

20

【0031】

ユーザは作成したリストから所望のコンテンツを選択でき、カスタム出版物に盛り込む広告の選択に進むことができる。ユーザはカスタム出版物の支払いを行えるほか、出版物のコピーを様々な形態(例えば印刷出版物)で請求できる。

【0032】

代表的ネットワーク構成

図2は、本発明の原理に一致するシステムおよび方法を実施できるネットワーク200の代表的図である。ネットワーク200は、ネットワーク250を介して複数のサーバ220~240へ接続する複数のクライアントを含む。簡潔を図るため、2つのクライアント210と3つのサーバ220~240とがネットワーク250に接続された状態で描かれている。クライアントとサーバは、実際にはこれより多いこともあれば少ないこともある。また、場合によってはクライアントがサーバの機能を実行したり、サーバがクライアントの機能を実行したりすることもある。

30

【0033】

クライアント210はクライアント実体を含む。実体は装置として、例えば無線電話機、パーソナルコンピュータ、個人用デジタル補助装置(PDA)、ラップトップ、またはタイプの異なる計算または通信装置、これらの装置のいずれかで実行するスレッドまたはプロセス、および/またはこれらの装置のいずれかによって実行されるオブジェクトと定義できる。サーバ220~240は、本発明の原理に一致するやり方で文書を収集、処理、検索、および/または保守するサーバ実体を含む。

40

【0034】

本発明の原理に一致する一実施例において、サーバ220はクライアント210によって使用される検索エンジン225を含む。サーバ220は文書(例えばウェブ文書)の集積をクロールし、文書に索引を付け、文書の関連情報を文書リポジトリに蓄積できる。サーバ230および240は、サーバ220によってクロールまたは解析される文書を蓄積または保守する。

【0035】

50

サーバ 220 ~ 240 は別々の実体として図示されているが、サーバ 220 ~ 240 のいずれか 1 つ以上が 1 つ以上の別のサーバ 220 ~ 240 の 1 つ以上の機能を実行することはあり得る。例えば、サーバ 220 ~ 240 の 2 つ以上のサーバを 1 つのサーバとして実装することは可能である。サーバ 220 ~ 240 の 1 サーバを 2 つ以上の個別（ことによると分散）装置として実装することも可能である。

【0036】

ネットワーク 250 は、ローカルエリアネットワーク（LAN）、ワイドエリアネットワーク（WAN）、公衆交換電話網（PSTN）等の電話網、イントラネット、インターネット、またはネットワークの組み合わせを含む。クライアント 210 とサーバ 220 ~ 240 は、有線、無線、および/または光接続を介してネットワーク 250 に接続できる。

10

代表的クライアント/サーバアーキテクチャ

図 3 は、本発明の原理に一致する一実施例に従い、クライアント 210 および/またはサーバ 220 ~ 240 のいずれか 1 つ以上に相当するクライアントまたはサーバ実体（これ以降「クライアント/サーバ実体」と呼ぶ）の代表的図である。クライアント/サーバ実体は、バス 310 と、プロセッサ 320 と、メインメモリ 330 と、読み取り専用メモリ（ROM）340 と、記憶装置 350 と、入力装置 360 と、出力装置 370 と、通信インターフェイス 380 とを含む。バス 310 は、クライアント/サーバ実体のエレメント間で通信を可能にする経路を含む。

【0037】

プロセッサ 320 は、命令を解釈して実行できるプロセッサ、マイクロプロセッサ、または処理ロジックを含む。メインメモリ 330 は、プロセッサ 320 によって実行される命令と情報を保持できるランダムアクセスメモリ（RAM）やタイプの異なる動的記憶装置を含む。ROM 340 は、プロセッサ 320 によって使われる静的情報と命令を蓄積できる ROM 装置やタイプの異なる静的記憶装置を含む。記憶装置 350 は、磁気式および/または光学式記録媒体とこれに対応するドライブとを含む。

20

【0038】

入力装置 360 は、キーボード、マウス、ペン、音声認識および/または生体測定機構等、オペレータがクライアント/サーバ実体に情報を入力するための機構を含む。出力装置 370 は、ディスプレイ、プリンタ、スピーカ等、オペレータに向けて情報を出力する機構を含む。通信インターフェイス 380 は、クライアント/サーバ実体が他の装置および/またはシステムと通信するためのトランシーバのような機構を含む。例えば通信インターフェイス 380 は、ネットワーク 250 等のネットワークを介して別の装置またはシステムと通信するための機構を含む。

30

【0039】

後ほど詳述するとおり、本発明の原理に一致するクライアント/サーバ実体は特定の操作を実行する。クライアント/サーバ実体は、メモリ 330 等のコンピュータ可読媒体に収容されたソフトウェア命令を実行するプロセッサ 320 に応じてこれらの操作を実行する。コンピュータ可読媒体は、物理的または論理的メモリ装置、および/または搬送波と定義できる。

40

【0040】

ソフトウェア命令は、データ記憶装置 350 等の別のコンピュータ可読媒体から、または別の装置から通信インターフェイス 380 を通じて、メモリ 330 に読み込まれる。プロセッサ 320 は、メモリ 330 に収容されたソフトウェア命令によって後述するプロセスを実行する。あるいは、ソフトウェア命令の代わりに、またはソフトウェア命令と併せて、有線回路を使用し、本発明の原理に一致するプロセスを実施することもできる。このように、本発明の原理に一致する実施例はハードウェア回路とソフトウェアとの特定の組み合わせに限定されない。

【0041】

後ほど詳述するとおり、本発明の原理に一致するクライアント/サーバ実体は、図 1 に

50

示すコンテンツ提供者、広告主、カスタム出版物作成装置、および/または顧客インターフェイスに相当することがある。例えば一実施例において、カスタム出版物作成装置はサーバ220~240のいずれかおよび/または全部で実施でき、コンテンツ提供者と、広告主と、顧客インターフェイスとはクライアント210で実施できる。別の実施例では、サーバ220~240のいずれかおよび/または全部でコンテンツ提供者と広告主を実施できる。

【0042】

代表的インターフェイス文書

図4~9Bは、本発明の原理に一致する実施例に従い、個人向けのコンテンツと広告を含むカスタム出版物の関連情報を入手する代表的インターフェイス文書の代表的図である。図4~7は、顧客情報を受け取る顧客インターフェイス文書の代表的図である。図8は、コンテンツ提供者情報を受け取るコンテンツ提供者インターフェイス文書の代表的図である。図9Aおよび9Bは、広告主情報を受け取る広告主インターフェイス文書の代表的図である。

10

【0043】

顧客インターフェイス

図4~7に示す顧客インターフェイス文書は様々な方法で提供できる。例えば一実施例においては、インターネットを通じて顧客インターフェイス文書を提供できる。別の実施例ではキオスクを通じて顧客インターフェイス文書を提供できる。例えば、現在店舗においてピクチャーキオスクが提供されているのと同様に、顧客インターフェイス文書を含むキオスクを店舗(例えば、Target、スーパーマーケット、小売店、その他)の中で提供できる。

20

【0044】

図4に示すとおり、顧客インターフェイス文書400は、「顧客情報」タブ410と(例えば、顧客情報を編集および/または入力するため)、「出版物を見つける」タブ420と(例えば、カスタム出版物に掲載するコンテンツを検索および/または選択するため)、「広告を選択する」タブ430と(例えば、カスタム出版物に掲載する広告を検索および/または選択するため)、「提出する」タブ440と(例えば、カスタム出版物の支払いを行うため、および/またはカスタム出版物を請求するため)とを含む。図4は、ユーザが「顧客情報」タブ410を選択するときに表示される代表的文書を示している。

30

【0045】

ユーザは、顧客インターフェイス文書400の「顧客情報」セクション450でログイン情報を入力できる。例えば一実施例において、プロフィールを作成済みのユーザならユーザ名とパスワードを入力し、ログインボタン460を選択できる。プロフィールをまだ作成していないユーザなら、図4に示す「登録詳細」セクション470で必要情報を提供し、登録できる。「登録詳細」セクション470では様々な情報が要求される。例えば一実施例において、「登録詳細」セクション470では、コンテンツ提供者および/または広告主が自身のコンテンツおよび/または広告をしかるべき消費者(つまり、自身のコンテンツおよび/または広告に関心を持つ見込みが強い消費者)に突き合わせるにあたって役に立つ情報を要求できる。かかる情報は、消費者が気づかないかもしれないコンテンツおよび/または広告を見つけるのに役立つ。

40

【0046】

図4に示すとおり、例えば「登録詳細」セクション470では、例えばユーザの氏名、住所、生年月日、職業、および/または所得を要求できる。「登録詳細」セクション470ではさらに、例えばカスタム出版物の支払いに使う支払い情報を、および/またはユーザ名およびパスワードの作成を、要求できる。図4には様々な要求情報が図示されているが、「登録詳細」セクション470にはこのほかにも様々なユーザ情報を盛り込むことができる。例えば、コンテンツ提供者および/または広告主にとって有用と目されるユーザの人口統計情報、サイコグラフィック情報、および/またはその他のユーザ情報を「登録詳細」セクション470で要求できる。

50

【 0 0 4 7 】

図 5 A および 5 B は、コンテンツを選択するときの顧客インターフェイス文書の扱いを示すさらに他の代表的図である。図 5 A および 5 B には、ユーザが「出版物を見つける」タブ 4 2 0 を選択するときに表示される代表的顧客インターフェイス文書 5 0 0、5 5 0 が描かれている。図 5 A に示すとおり、「出版物を見つける」セクションを提示し、(例えば、図 1 のコンテンツ提供者から提供されるコンテンツを検索するため)コンテンツ検索クエリを入力するフィールド 5 0 5 をこれに盛り込むことができる。フィールド 5 0 5 に検索クエリを入力したユーザは「出版物を見つける」ボタン 5 1 0 を選択して検索クエリを実行し、クエリに一致するコンテンツを得ることができる。

【 0 0 4 8 】

例えば一実施例において、ユーザは「前のクエリを実行する」ボタン 5 1 5 を選択して以前に入力した検索クエリを実行できる。かかる実施例では、何らかの順序で(例えば日付により、主題により、その他により)整理された以前の検索クエリがユーザに提示される。そしてユーザは実行する以前のクエリを選択できる。このためユーザは、ある特定の主題に関係するコンテンツを含むカスタム出版物を定期的に作成でき、コンテンツは、その主題について新たなコンテンツが作成されると速やかに更新される。

【 0 0 4 9 】

図 5 A に示すとおり、ユーザは顧客インターフェイス文書 5 0 0 の「出版物詳細」セクションで上級コンテンツ検索クエリに盛り込む様々なコンテンツ詳細 5 2 0 を入力できる。例えば出版物名、記事名、画像名等を入力するか選択することにより、コンテンツを検索できる。出版物の主題、記事の主題、画像の主題等を入力するか選択することにより、コンテンツを検索できる。主題の入力は、出版物、記事、画像等の名前が分からないユーザがコンテンツを検索する場合に役立つ。コンテンツは、コンテンツの出版日に基づき、および/または著者名に基づき、検索できる。図 5 A には代表的な検索クエリオプションが示してあるが、別の検索クエリオプションを盛り込むこともできる。例えば、コンテンツの価格を、コンテンツのタイプを(例えば画像、電子媒体、印刷出版物、その他)、および/またはカスタム出版物に掲載するコンテンツをユーザおよび/またはコンテンツ提供者が見つけるにあたって役に立つ他の何らかの情報を、「出版物詳細」セクションで提供できる。コンテンツ詳細 5 2 0 を入力したら、(例えば「検索」ボタン 5 2 5 の選択により)上級検索クエリを実行できる。

【 0 0 5 0 】

本発明の原理に一致する一実施例においては、ユーザが出版物の頻度を入力できる。例えば、頻度(例えば週に一度)により出版物を受け取る選好設定を選択するユーザには、その定期出版物のコンテンツを変更するため選好設定を変更するオプションを与えることができる。

【 0 0 5 1 】

さらに図 5 A に示すとおり、顧客インターフェイス文書 5 0 0 の「カスタム出版物」セクションではカスタム出版物に関する様々な情報を提示できる。例えば一実施例においては、カスタム出版物向けに選択されたコンテンツのリスト 5 3 0 を提示できる。図 5 A に示すとおり、現在選択されているコンテンツは 2 つの記事(T. Verducci, "American beauty: Junior circuit play off race will be rough and tough," Sports Illustrated (Mar. 28, 2006))と J. Olsen, "His time is coming: Harrity has talent to go from workhorse to star," ESPN Magazine (Mar. 29, 2006))と画像(Image of baseball player (Copyright 2006 No Name Mag))からなる。ユーザは以前に選択したコンテンツを(例えば右クリックしてメニューから削除を選択することにより)削除し、カスタム出版物から外すことができる。「カスタム出版物」セクションには、選択されたコンテンツに基づく出版物代金 5 3 5 および/または出版物ページ数 5 4 0 を盛り込むこと

10

20

30

40

50

ができる。選択したコンテンツに納得したユーザは、（例えば「広告へ進む」ボタン 5 4 5 を選択することにより）広告の選択に進むことができる。

【0052】

図 5 B に示すとおり、ユーザが検索クエリを実行する場合は顧客インターフェイス文書 5 5 0 に検索結果 5 5 5 を提示できる。検索結果 5 5 5 を出すには、コンテンツデータベース（図 1 のカスタム出版物作成装置のコンテンツ情報部）をスキャンし、ユーザが入力した検索条件に一致するコンテンツを提示する。検索結果 5 5 5 はユーザの検索クエリに一致するコンテンツを含み、様々なやり方で（例えば日付、関連性、代金、その他により）配置できる。ユーザは（例えば「購入」ボタン 5 6 0 を選択することにより）購入するコンテンツを選択でき、それに応じて「カスタム出版物」セクションは更新される（例えば選択されたコンテンツがリスト 5 3 0 へ加わり、出版物代金 5 3 5 が更新され、出版物ページ数 5 4 0 が更新される）。

10

【0053】

カスタム出版物向けに選択したコンテンツに納得したユーザは、（例えば「広告を選択する」タブ 4 3 0 か「広告へ進む」ボタン 5 4 5 を選択または入力することにより）広告の選択に進み、図 6 A および 6 B に示す代表的顧客インターフェイス文書 6 0 0 および 6 0 5 が提示される。図 6 A に示すとおり、「広告を見つける」セクションを提示し、（例えば、図 1 の広告主から提供される広告を検索するため）広告検索クエリを入力するフィールド 6 1 0 をこれに盛り込むことができる。フィールド 6 1 0 に検索クエリを入力したユーザは「広告を見つける」ボタン 6 2 0 を選択して検索クエリを実行し、クエリに一致する広告を得ることができる。

20

【0054】

図 6 A には図示されていないが、ユーザは以前のコンテンツ検索クエリを実行するのと同じ要領で（図 5 A との関係で上述）、以前に入力した検索クエリを実行できる。かかる実施例では、何らかの順序で（例えば日付により、主題により、その他により）整理された以前の検索クエリがユーザに提示される。そしてユーザは実行する以前のクエリを選択できる。

【0055】

本発明の原理に一致する一実施例においては、ユーザが（例えば「広告を自動的に選択する」ボタン 6 3 0 を選択することにより）広告を自動的に選択できる。かかる実施例においては、様々な情報に基づいて自動的に広告が生成される。例えば広告の一部または全部を、選択されたコンテンツに基づき自動的に生成でき（例えばユーザがトラックに関する記事を選択するならトラック製造業者（例えば Ford F - 1 5 0 ）の広告をカスタム出版物で自動的に生成できる）、および/または全く異なるものに基づき（例えばユーザプロフィール）自動的に生成できる。別の実施例では、特定のコンテンツに広告主を自動的に結び付けることができる。例えば Ford 社は、ユーザが関連コンテンツを、例えば「Sport Truck」誌を、選択する場合に、あるいはユーザが特定のプロフィール（例えば特定の人口統計）を持つ場合に、自社トラック広告の自動生成に対し割増料金を払う。

30

【0056】

広告主によって支払われる割増料金は、コンテンツと広告との関係に見合ったものにする必要がある。例えば広告の提示にあたっては、選択されるコンテンツや顧客とは無関係に常に料金が最も高い広告を勧める状況を避けるため、広告と顧客に対するコンテンツの関連性をひとつの要因として検討しなければならない。例えば、銃所有の利点を宣伝する全米ライフル協会（NRA）の広告は、たとえ NRA が自社広告のため割増料金を支払う場合でも、銃規制に関するコンテンツを選択したユーザに、および/または政治的広告の排除を選んだユーザに、勧める広告として適切ではないかもしれない。もうひとつの実施例においては、広告主がある特定の層を、または個人を、例えばこれまで一度も広告主から購入したことがない顧客を、または広告主から頻りに購入する顧客を、排除できる。頻りに購入する顧客に広告は必要ないことから（つまりこの顧客には広告主の製品は販売済

40

50

みだから)、広告主はこれを排除するかもしれない。

【0057】

もうひとつの実施例では、地理、行動、人口統計、協調フィルタリング、サイコグラフィックス(例えば暗示的サイコグラフィックプロファイル)、ユーザの選択が示唆する嗜好性、および/または登録時にユーザから収集される他の何らかのデータに基づき、自動的に広告を生成できる。

【0058】

もうひとつの実施例では、ユーザのフィードバックに基づいて自動的に広告を生成できる。ユーザフィードバックは、例えば広告主および/または広告の選択(または不選択)、広告主および/または広告選択の持続性、選択/不選択と広告掲載との相関関係、および/または広告選択の一貫性に基づくサイコグラフィックプロファイルの持続性/信頼性を含む。

10

【0059】

図6Aに示すとおり、ユーザは顧客インターフェイス文書600の「広告詳細」セクションで上級広告検索クエリに盛り込む様々な広告詳細640を入力できる。例えば広告名、広告の主題、製品名、製品の主題、および/または広告の作成日を入力するか選択することにより、広告を検索できる。図6Aには代表的な検索クエリオプションが示してあるが、別の検索クエリオプションを盛り込むこともできる。例えば、広告のタイプを(例えば画像、電子媒体、印刷出版物、その他)、および/またはカスタム出版物に掲載する広告をユーザおよび/または広告主が見つけるにあたって役に立つ他の何らかの情報を、「

20

【0060】

さらに図6Aに示すとおり、一実施例においては「広告詳細」セクションで(例えば「自身のプロファイルに基づき広告を推奨する」ボタンを選択することにより)ユーザプロファイルに基づき広告を推奨できる。この場合は、登録時にユーザから収集する何らかのデータに基づき、および/またはユーザフィードバックに基づき、自動的に広告を推奨できる。もうひとつの実施例で、「広告詳細」セクションではさらに(例えば「選択されたコンテンツに基づき広告を推奨する」ボタンを選択することにより)ユーザが選択したコンテンツに基づき広告を推奨できる。もうひとつの実施例で、「広告詳細」セクションでは(例えば「自身の検索に基づき広告を推奨する」ボタンを選択することにより)以前お

30

【0061】

図6Aに示すとおり、顧客インターフェイス文書600の「カスタム出版物」セクションでは、カスタム出版物に関する様々な情報を提示できる。例えば一実施例においては、カスタム出版物向けに選択された広告のリスト660を提示できる。図6Aに示すとおり、現在選択されている広告は2つの広告(We have all your baseball needs here, bats, gloves, etc., Dick's Sporting Goods(Copyright 2006 Dick's Sporting Goods)とShop for all your baseball stuff here and save, Sports Authority(Copyright 2006 Sports Authority)からなる。「カスタム出版物」セクションには、出版物代金535および/または出版物ページ数540を盛り込むことができる。ユーザは選択済みの広告を(例えば右クリックしてメニューから削除を選択することにより)削除し、カスタム出版物から外すことができる。選択したコンテンツと広告とに納得したユーザは、(例えば「出版物を提出する」ボタン670を選択することにより)出版物の提出に進むことができる。

40

【0062】

図6Aには図示されていないが、「カスタム出版物」セクションには、選択された広告のリスト660の代わりに、および/またはこれに加えて、選択されたコンテンツのリス

50

ト 5 3 0 (図 5 A に 図 示) を 盛 り 込 む こ と が で き る。

【 0 0 6 3 】

本発明の原理に一致する一実施例においては、カスタム出版物の代金をそこに掲載する広告の数に結び付けることができる。例えば、カスタム出版物の代金はそこに掲載する広告が少なくなると高くなる。逆に、ユーザがより多くの広告の受け入れを望むなら、カスタム出版物の代金は低くなる。例えば、カスタム出版物に広告を望まないユーザには広告による値引きがなく、出版物の全額を負担することになる。

【 0 0 6 4 】

図 6 B に 示 す と お り、ユーザが広告検索クエリを実行する場合は顧客インターフェイス文書 6 0 5 に 検 索 結 果 6 8 0 を 提 示 で き る。検 索 結 果 6 8 0 を 出 す に は、広 告 デ ー タ ベ ー ス (図 1 の カ ス タ ム 出 版 物 作 成 装 置 の 広 告 情 報 部) を ス キ ャ ン し、ユーザが入力した検索条件に一致する広告を提示する。検索結果 6 8 0 はユーザの検索クエリに一致するいくつかの広告を含み、様々なやり方で (例 えば 日 付、関 連 性、代 金、そ の 他 に よ り) 配 置 で き る。例 えば 図 6 B の 代 表 的 実 施 例 で は、検 索 結 果 (例 えば 「 R o n J o n S u r f S h o p 」 と 「 D i c k ' s S p o r t i n g G o o d s 」) が 関 連 情 報 (例 えば 関 連 性、著 者 名、作 成 日、広 告 の 識 別 番 号、広 告 の 抜 粋、そ の 他) と 併 せ て 表 示 さ れ て い る。ユーザは (例 えば 「 広 告 を 選 択 す る 」 ボ タ ン 6 9 0 を 選 択 す る こ と に よ り) カ ス タ ム 出 版 物 に 入 れ る 広 告 を 選 択 で き、そ れ に 応 じ て 「 カ ス タ ム 出 版 物 」 セ ク シ ョ ン は 更 新 さ れ る (例 えば 選 択 さ れ た 広 告 が リ ス ト 6 6 0 へ 加 わ り、出 版 物 代 金 5 3 5 が 更 新 さ れ、出 版 物 ペ ー ジ 数 5 4 0 が 更 新 さ れ る) 。

10

20

【 0 0 6 5 】

図 6 B に は 図 示 さ れ て い な い が、本発明の原理に一致する一実施例においては、広告によるカスタム出版物代金の減額を検索結果 6 8 0 と併せて提示できる。こうすることにより、ユーザは広告を選択しながらカスタム出版物の代金を極力抑えることができる。これは、広告主が広告に支払う金額に結び付けることができる。例えば広告主が広告に割増料金を払うなら、その広告によるカスタム出版物の値引きの幅は他の広告より大きくなる。その結果、ユーザは値引きの幅が小さい他の広告よりその広告を選ぶ気になり、広告主はユーザによる広告の選択を確実なものにできる。

【 0 0 6 6 】

カスタム出版物向けに選択したコンテンツと広告に納得したユーザは、(例 えば 「 提 出 す る 」 タ ブ 4 4 0 ま た は 「 出 版 物 の 提 出 へ 進 む 」 ボ タ ン 6 7 0 を 選 択 す る か ク リ ッ ク す る こ と に よ り) カ ス タ ム 出 版 物 の 請 求 に 進 み、図 7 に 示 す 顧 客 イ ン タ ー フ ェ イ ス 文 書 7 0 0 が 提 示 さ れ る。図 7 に 示 す と お り 「 出 版 物 を 提 出 す る 」 セ ク シ ョ ン を 提 示 し、ユーザがカスタム出版物向けに選択したコンテンツおよび広告のリスト 7 1 0 をこれに盛り込むことができる。

30

【 0 0 6 7 】

「 出 版 物 を 提 出 す る 」 セ ク シ ョ ン の 配 布 方 法 メ ニ ュ ー 7 2 0 で は、ユーザがカスタム出版物の配布形式を選択できる。カスタム出版物は様々な形式および / または方法で、例 えば ハ ー ド コ ピ ー 形 式 お よ び / ま た は 機 械 閲 覧 可 能 形 式 で、配 布 で き る。例 えば 一 実 施 例 に お い て は 要 望 に 応 じ て カ ス タ ム 出 版 物 を (例 えば 図 1 の カ ス タ ム 出 版 物 作 成 装 置 に よ り) 印 刷 し、ユーザへ郵送できる。もうひとつの実施例では、電子版 (例 えば A d o b e P D F 形 式 や 他 の 何 ら か の 機 械 閲 覧 可 能 形 式) の カ ス タ ム 出 版 物 を ユ ー ザ が ダ ウ ン ロ ー ド し た り、eメールでユーザに送ったりすることができる。印刷版カスタム出版物の要望がある場合でも、かかる電子版を参考として提供することはできる。もうひとつの実施例では、小売店にあるプリントピックアップステーションでカスタム出版物を印刷できる。例 えば 消 費 者 が 写 真 や 写 真 の 好 み を イ ン タ ー ネ ッ ト か ら 小 売 店 へ 送 信 し た り、小 売 店 で 写 真 の オ プ シ ョ ン を 選 択 す る の と 同 じ 要 領 で、小 売 店 (例 えば T a r g e t ま た は S a f e w a y) に お り 小 売 店 に 在 る プ リ ン ト ピ ッ ク ア ッ プ ス テ ー シ ョ ン で カ ス タ ム 出 版 物 を 印 刷 し た り す る こ と が で き る。か かる 小 売 店 に は、カ ス タ ム 出 版 物 の 作 成 お よ び / ま た は 印 刷 が 行 え る 顧 客 イ ン タ ー フ ェ イ ス キ オ ス ク を 用 意 す る こ と も で き る。

40

50

【0068】

さらに他の実施例においては小売店や出版者がカスタム出版物作成装置へ接続し、ユーザの代わりにカスタム出版物を印刷できる。かかる小売業者または出版者は、自身の製品やサービスを宣伝する手段としてかかる印刷を利用できる。例えばTargetなら、自社広告をカスタム出版物に表示する見返りとしてカスタム出版物の印刷料金を値引きできるであろう。この印刷サービスはオンライン（例えばインターネット経由）で実施したり、小売店で実施したりすることができる。もうひとつの実施例で、ほかの施設（例えば公共の図書館、大学、印刷業者）でも同様にカスタム出版物を印刷できる。

【0069】

コンテンツ提供者インターフェイス

図8は、コンテンツ提供者情報を受け取るコンテンツ提供者インターフェイス文書800の代表的図である。コンテンツ提供者インターフェイス文書800は様々なやり方で提供できる。例えば一実施例においては、インターネットを通じてコンテンツ提供者インターフェイス文書800を提供できる。図8に示すとおり、コンテンツ提供者インターフェイス文書800の「コンテンツ提出」セクションには、図1との関係で上述した様々なタイプのコンテンツをアップロードするためのフィールド810がある。最大規模の出版者から最小規模の独立著者やオンライン提供者（例えばブロガー）までがコンテンツをアップロードできる。例えば一実施例においてはニューズウィーク誌が毎週の記事、画像、その他をカスタム出版物作成装置へアップロードし、カスタム出版物作成装置はこの情報をニューズウィーク誌から得た以前の情報と併せてコンテンツ情報部に蓄積する。別の実施例では、独立著者/記者やオンライン提供者（例えばブロガー）が自身の記事をカスタム出版物作成装置に提供し、コンテンツ情報部に蓄積する。

10

20

【0070】

「コンテンツ提出」セクションには提案料金820を提示できる。これは、コンテンツ提供者とカスタム出版物作成装置のオーナーとの間で取り決められる最終的な料金である場合とそうでない場合とがある。むしろ、これらの当事者間では様々な料金体系が設定される。例えば一実施例においては、出版者がカスタム出版物作成装置オーナーとの間で予め取り決められた一定のライセンス料金でコンテンツを配布する。別の実施例においては、出版者が提供する各コンテンツにつき料金（例えば記事のサイズに基づく料金）を提案し、カスタム出版物作成装置オーナーとの間でその都度料金を取り決める。もうひとつの実施例では、カスタム出版物作成装置オーナーが提案されたコンテンツ料金を承諾し、ユーザにはコンテンツの代価としてこの料金（ならびにことによると割増料金）を請求する。この場合はコンテンツ提供者に価格決定を委ねることになるから、コンテンツを選ぶ者がいなくなるほど高い料金をコンテンツ提供者が課すことはなくなる。さらに他の実施例においては、コンテンツ料金の値下げと引き換えにカスタム出版物作成装置オーナーが広告主から得る収益の分け前をコンテンツ提供者に与える。もうひとつの実施例においては、（例えば特定の範疇のコンテンツを選択するユーザのため）競売方式のシステムを作り、ここでユーザは値段が最も低いコンテンツを、要望が最も多いコンテンツを、および/またはレートが最も高いコンテンツを選択できる。

30

【0071】

コンテンツ提供者は「コンテンツ提出」セクションで（例えば「新しいコンテンツを自動的にロードする」ボタン830の選択により）新しいコンテンツを自動的にロードできる。例えば一実施例においては、定期コンテンツ提供者（例えばニューズウィーク誌）がボタン830を選択することによって自身の定期コンテンツ（例えば今週のニューズウィーク誌のコンテンツ）の全てを自動的にロードできる。別の実施例においては、コンテンツ提供者が新しいコンテンツを自動的にカスタム出版物作成装置のコンテンツ情報部へダイレクトにロードできる。例えばニューズウィーク誌なら、次週のコンテンツをニューズウィーク誌で公表される前夜にコンテンツ情報部へ自動的にロードできるであろう。このやり方なら「新しいコンテンツを自動的にロードする」ボタン830を使う必要はなく、コンテンツ提供者はコンテンツをダイレクトにロードできる。

40

50

【 0 0 7 2 】

さらに図 8 に示すとおり、コンテンツ提供者は「コンテンツ提出」セクションの「コンテンツのターゲット読者」ボタン 8 4 0 を選択することによってコンテンツのターゲット読者を設定できる。例えばコンテンツ提供者は、自身のコンテンツのターゲットとして設定するユーザについて情報を選択できる。コンテンツ提供者は一実施例において、地理、行動、人口統計、協調フィルタリング、サイコグラフィックス、ユーザの選択が示唆する嗜好性、および / または登録時にユーザから収集される他の何らかのデータのいずれかをターゲットユーザ情報として指定できる。

【 0 0 7 3 】

もうひとつの実施例では、コンテンツ提供者がユーザのフィードバックに基づいて、他
10
追えばコンテンツ提供者および / またはコンテンツの選択（または不選択）、コンテンツ提供者および / またはコンテンツ選択の持続性、選択 / 不選択とコンテンツ掲載との相関関係、および / またはコンテンツ選択の一貫性に基づくサイコグラフィックプロファイルの持続性 / 信頼性に基づき、ターゲットを設定できる。

【 0 0 7 4 】

図 8 の「コンテンツ提出」セクションには、コンテンツ提供者から（例えばカスタム出版物作成装置へ）現在提供されているコンテンツのリスト 8 5 0 がある。例えばコンテンツ提供者は一実施例において、コンテンツが売れなかったため、コンテンツが時宜に
20
適っていなかったため、新しいコンテンツの代わりに、コンテンツを削除できる。コンテンツ提供者は別の実施例において、現在提供している全てのコンテンツを定期的に新しいコンテンツに置き換えることを望むかもしれない。

【 0 0 7 5 】

さらに図 8 に示すとおり、コンテンツ提供者インターフェイス文書 8 0 0 の「コンテンツレポート」セクションでは、コンテンツに関する様々な財務情報 8 6 0 を提示できる。例えば一実施例においては、前期配布コンテンツを提示し（この期間は任意の間隔に、
例えば毎月に、設定できる）、コンテンツ、コンテンツ販売部数、コンテンツ一部当たりの請求価格または料金の一覧をここに盛り込むことができる。

【 0 0 7 6 】

別の実施例においてはコンテンツの収益を提示でき、コンテンツ収益と、広告収益と、
30
合計収益とをここに盛り込むことができる。コンテンツ収益は、販売されたコンテンツ、一定のコンテンツライセンス料金、および / またはコンテンツ提供者とカスタム出版物作成装置オーナーとの間で設定される他の何らかの金銭上の取り決めに基づく。広告収益は、コンテンツ提供者と広告主との間の、および / またはコンテンツ提供者とカスタム出版物作成装置オーナーとの間の、金銭上の取り決めに基づく。例えば広告収益は、コンテンツ提供者が所有するコンテンツとの関係で広告が推奨される回数に結び付けることができる。

【 0 0 7 7 】

カスタム出版物作成装置オーナーからコンテンツ提供者に対する収益の支払いには様々
40
なやり方がある。例えば一実施例においては、カスタム出版物作成装置がコンテンツ提供者のため請求、支払い、契約購読業務をオンラインで管理し、こうすれば現在のシステムにかかわる費用や面倒を、例えば更新にともなう紙を多用し郵便料金がかさむ人手による事後処理を、あるいは現在多くのコンテンツ提供者で使われているその他のシステムにかかわる費用や面倒を、解消できる。

【 0 0 7 8 】

図 8 は期間財務情報 8 6 0 を示しているが、「コンテンツレポート」セクションには別の財務情報を、例えば年次財務情報、当初から今日までの財務情報、広告収益詳細、
および / またはコンテンツ提供者にとって有用と目される他の何らかの財務情報を、盛り込むこともできる。

【 0 0 7 9 】

本発明の原理に一致する一実施例では、アップロードされるコンテンツと、提案料金と
50

、自動的にロードされるコンテンツと、ターゲット読者の情報が電子方式でコンテンツデータベース（例えば図1のカスタム出版物作成装置のコンテンツ情報部）に提供される。別の実施例ではコンテンツと、料金と、ターゲットの情報が印刷形式でカスタム出版物作成装置オーナーに提供され、（例えばコンテンツのスクリーン、データ入力、その他により）コンテンツ情報部に入力される。

【0080】

図8は、カスタム出版物作成装置に接続しているコンテンツを提供するコンテンツ提供者を示すが、本発明の原理に一致する別の実施例ではカスタム出版物作成装置からコンテンツ提供者の一部または全部に接続し、それらのコンテンツ提供者から情報を抽出する。例えばコンテンツへのアクセスが許可されたカスタム出版物作成装置なら、コンテンツの中をクロールし、カスタム出版物作成装置を通じて提供するコンテンツを選択できる。これは現在のニュース集約サービスと同様のやり方で果たすことができる。

広告主インターフェイス

図9Aおよび9Bは、広告主情報を受け取る広告主インターフェイス文書900および905の代表的図である。例えば一実施例においてはインターネットを通じて広告主インターフェイス文書900および905を提供できる。図9Aに示すとおり、広告主は広告主インターフェイス文書905の「広告提出」セクションで、（例えば図1のカスタム出版物作成装置の広告情報部にある）現在の広告のリスト910を閲覧し、（例えばボタン920の選択により）現在の広告の維持または削除を決めることができる。広告主は「広告提出」セクションで、例えば「新しい広告を作成する」ボタン930を選択し、新たな広告を作ることができる。広告主が「新しい広告を作成する」ボタン930を選択すると、後ほど詳述する図9Bの広告主インターフェイス文書905が表示される。

【0081】

さらに図9Aに示すとおり、広告主インターフェイス文書900には「ターゲットコンテンツまたは読者」セクションがあり、ここで広告主は特定のコンテンツに的を絞るための情報940を、あるいは特定のユーザ読者に的を絞るための情報950を、指定できる。例えば広告主は図9Aに示すように、コンテンツの名前、コンテンツの価格、コンテンツの発行部数、および/または広告主にとって重要と目される他の何らかのコンテンツ関係情報に基づき、コンテンツの的を絞ることができる。広告主は、性別、年齢、教育水準、所得水準、および/または図6Aとの関係で上述した他の何らかのターゲット情報（例えば人口統計、サイコグラフィックス、その他）に基づき、ユーザ読者の的を絞ることもできる。

【0082】

図9Aに示すとおり、広告主インターフェイス文書900の「広告レポート」セクションには、カスタム出版物作成装置によって配布された（例えば前期）広告のリスト960が提示される。広告主はこのリスト960をもとに広告を維持するか、それとも削除するかを決めることができる。例えば広告主は低迷している広告を削除したり、配布目標を達成している広告を維持したりすることを望むかもしれない。リスト960は広告に関する財務情報を、例えば広告配布部数、広告一部当たりの単価、広告とともに提供されたコンテンツ、広告を見る平均ユーザ層を、提示する。

【0083】

広告の単価は、広告主とカスタム出版物作成装置オーナーとの間で取り決めることができる。例えば一実施例においては、カスタム出版物作成装置が一広告主の全広告に均一料金を設定する。もうひとつの実施例では、広告主が広告に対し割増料金の支払いを望むことがあり、その広告は、割増料金を払わないほかの関連広告より頻繁に関連コンテンツとともに配布される。もうひとつの実施例では、広告主が広告を競売する競売方式の広告システムを利用できる（例えば、ある種の広告で最高額を支払う広告主が落札する）。

【0084】

図9Aには定期的財務情報960が示してあるが、「広告レポート」セクションには別の財務情報を、例えば年次財務情報、当初から今日までの財務情報、人口統計詳細、およ

10

20

30

40

50

び/または広告主にとって有用と目される他の何らかの財務情報を、盛り込むことができる。

【0085】

本発明の原理に一致する一実施例では、新しい広告と、ターゲットコンテンツ情報と、ターゲット読者情報を電子方式で広告データベース（例えば図1のカスタム出版物作成装置の広告情報部）に提供する。別の実施例では、新しい広告と、ターゲットコンテンツ情報と、ターゲット読者情報が印刷形式でカスタム出版物作成装置オーナーに提供され、（例えばスキャン、データ入力、その他により）広告情報部に入力される。

【0086】

図9Aは、広告を提供する広告主がカスタム出版物作成装置に接続する様子を示すものだが、本発明の原理に一致する別の実施例ではカスタム出版物作成装置から広告主の一部または全部に接続し、それらの広告主から広告を抽出する。例えば広告へのアクセスが許可されたカスタム出版物作成装置なら、広告の中をクロールし、カスタム出版物作成装置を通じて提供する広告を選択できる。これは現在のニュース集約サービスと同様のやり方で果たすことができる。

【0087】

広告主が「新しい広告を作成する」ボタン930を選択すると、図9Bに示す広告主インターフェイス文書905が表示される。図9Bに示すとおり、広告主インターフェイス文書905の広告プレビューセクション970は、広告入力セクション980における広告主の入力に基づき広告の外観を表示する。広告主は広告の見出しと（例えば「Fake Ad」）、画像ファイルと（例えば「User image」）、広告の説明文と（例えば「Description」）、ロゴファイルと（例えば選択されたもの、または追加されたもの）、表示URLと（例えば「www.fakead.com」）、電話番号と（例えば「(800)888-8888」）、広告名と（例えば「fakead」）を入力できる（そして広告プレビューセクション970に表示される）。電話番号および/またはURLは売上を伸ばすのに、および/または広告に対するユーザの反応を追跡するのに、役立つことができる。広告主は「保存」ボタン990を選択することによって広告情報を保存できる。

【0088】

図9Bは広告について提示され得る代表的広告情報を示すものだが、ほかの広告情報を提示することもできる。例えば広告情報は、住所、販売イベント、および/または広告主の売り込みにとって重要と目される他の何らかの情報を含む。

【0089】

コンテンツにマッチした広告を、および/またはユーザによって具体的に選択された広告を、提供することは、広告主に数多くの利点をもたらす。例えば、このやり方なら広告主が潜在顧客をダイレクトに見分けることができるから、コスト・パー・サウザンド・インプレッション（CPM）広告を上げることができる。さらに広告主は、現在入手困難な消費者の行動および/またはサイコグラフィック情報を集めることができる。広告主は適当なサイズで1バージョンの広告を作るだけでよいから、広告製作コストを節約できる。

【0090】

例示的プロセス

図10A～12は、本発明の原理に一致する実施例に従い個人向けのコンテンツと広告とを含むカスタム出版物を作成する例示的プロセスのフローチャートである。図10Aおよび10Bのプロセスは概して、コンテンツと広告の関連情報を入手し処理するプロセスとして説明できる。図11A～11Cのプロセスは概して、個人向けのコンテンツと広告とを含むカスタム出版物を作成するプロセスとして説明できる。図12のプロセスは、ユーザから提供される情報に、および/またはユーザに関する情報に、基づき自動的にカスタム出版物を作成および/または推奨するプロセスとして説明できる。

【0091】

図10A～12のプロセスは、クライアント/サーバ実体の中で、例えばクライアント

10

20

30

40

50

210 および / またはサーバ 220 ~ 240 のいずれか 1 つ以上の中で、1 つ以上のソフトウェアおよび / またはハードウェアコンポーネントによって実行できる。別の実施例では、クライアント 210 および / またはサーバ 220 ~ 240 とは別の、またはクライアント 210 および / またはサーバ 220 ~ 240 を含む、別の装置または装置群の中で、1 つ以上のソフトウェアおよび / またはハードウェアコンポーネントによってプロセスを実行できる。

コンテンツと広告の入手および処理

図 10 A および 10 B のプロセス 1000 は、出版物供給元を受信および / またはこれにアクセスし、コンテンツを取り出し、コンテンツを集約することから始まる (ブロック 1005)。例えば図 8 との関係で上述した一実施例において、コンテンツ提供者インターフェイス文書 800 には、図 1 との関係で上述した様々なタイプのコンテンツをアップロードするためのフィールド 810 があり、さらにコンテンツの提案料金を設定するためのフィールド 820 がある。図 8 との関係で上述した別の実施例では、コンテンツ提供者が (例えば「新しいコンテンツを自動的にロードする」ボタン 830 の選択により) コンテンツ提供者インターフェイス文書 800 で新しいコンテンツを自動的にロードできる。もうひとつの実施例では、カスタム出版物作成装置がコンテンツ提供者の一部または全部へ接続し、コンテンツ提供者から情報を抽出できる。例えばコンテンツへのアクセスが許可されたカスタム出版物作成装置なら、コンテンツの中をクロールし、カスタム出版物作成装置を通じて提供するコンテンツを選択できる。

【0092】

図 10 A に示すとおり、集約されたコンテンツには従来の索引・分類アルゴリズムを用いて索引を付け、分類することができる (ブロック 1010)。例えば主題情報をもとに集約済みコンテンツに索引を付け、分類できる (例えば、イラク戦争に関する記事に索引を付けてニュースカテゴリに分類し、さらに索引を付けて「イラク戦争」サブカテゴリに分類できる)。

【0093】

プロセス 1000 は、広告供給元を受信および / またはこれにアクセスし、広告を取り出し、広告を集約することを含む (ブロック 1015)。例えば図 9 A および 9 B との関係で上述した一実施例において、広告主は広告主インターフェイス文書 900 および 905 で、例えば「新しい広告を作成する」ボタン 930 を選択し、新たな広告を作ることができる。「新しい広告を作成する」ボタン 930 を選択した広告主は、図 9 B に示す広告主インターフェイス文書 905 で広告の作成と保存を行うことができる。もうひとつの実施例では、例えばコンテンツを自動的にロードするのと同じ要領で、広告主が広告主インターフェイス文書 900 で新しい広告を自動的にロードできる。もうひとつの実施例では、カスタム出版物作成装置が広告主の一部または全部へ接続し、広告主から情報を抽出できる。例えば広告へのアクセスが許可されたカスタム出版物作成装置なら、広告の中をクロールし、カスタム出版物作成装置を通じて提供する広告を選択できる。

【0094】

さらに図 10 A に示すとおり、集約された広告には従来の索引・分類アルゴリズムを用いて索引を付け、分類することができる (ブロック 1020)。例えば主題情報をもとに集約済み広告に索引を付け、分類できる (例えば、フォード社製トラックに関する広告に索引を付けて自動車カテゴリに分類し、さらに索引を付けてトラックサブカテゴリに分類できる)。

【0095】

集約された広告を集約されたコンテンツに関連させるまたは関連付けるか否かを決めることができる (ブロック 1025)。集約済み広告を集約済みコンテンツに関連させることを望むなら (ブロック 1025 - はい)、集約済み広告を様々なやり方で集約済みコンテンツに関連させることができる (ブロック 1030)。例えば一実施例においては、広告とコンテンツの索引付けと分類を同様の方法で行うことにより、(例えばユーザが) 特定のコンテンツを選択するときには、このコンテンツと同様に索引が付され分類された広

10

20

30

40

50

告をカスタム出版物向けに推奨できる。図 9 A との関係で上述したもうひとつの実施例では、広告主が入力したターゲットコンテンツ情報 9 4 0 (例えばコンテンツ名、価格、発行部数、その他)に基づいて集約済み広告を集約済みコンテンツに相関させる。集約済み広告を集約済み出版物に相関させることを望まないなら(ブロック 1 0 2 5 - いいえ)、プロセス 1 0 0 0 は図 1 0 B のブロック A へ進む。

【 0 0 9 6 】

図 1 0 B に示すとおり、集約されたコンテンツをユーザに相関させるか否かを定めることができる(ブロック 1 0 3 5)。集約済みコンテンツをユーザに相関させることを望むなら(ブロック 1 0 3 5 - はい)、集約済みコンテンツを様々なやり方でユーザに相関させることができる(ブロック 1 0 4 0)。例えば図 8 との関係で上述した一実施例においては、コンテンツ提供者が(例えば「コンテンツのターゲット読者」ボタン 8 4 0 の選択により)様々な情報をもとにコンテンツのターゲット読者を選択できる。別の実施例では、たとえコンテンツ提供者がコンテンツのターゲット読者を選ばない場合でも、集約済みコンテンツをユーザに相関させることはできる。例えば、索引を付けて分類したコンテンツは、(例えば、ユーザによって入力された情報、ユーザ行動、その他に基づき)これに関心を寄せる見込みが高いユーザに照合できる。

10

【 0 0 9 7 】

集約済みコンテンツをユーザに相関させることを望まないなら(ブロック 1 0 3 5 - いいえ)、集約済み広告をユーザに相関させるか否かを定めることができる(ブロック 1 0 4 5)。相関させるなら(ブロック 1 0 4 5 - はい)、集約済み広告を様々なやり方でユーザに相関させることができる(ブロック 1 0 5 0)。例えば図 9 A との関係で上述した一実施例においては、広告主が入力したターゲット読者情報 9 5 0 (例えば消費者の性別、年齢、教育、所得水準、その他)に基づいて集約済み広告をユーザに相関させることができる。別の実施例では、たとえ広告主が広告のターゲット読者を選ばない場合でも、集約済み広告をユーザに相関させることはできる。例えば、索引を付けて分類した広告は、(例えば、ユーザによって入力された情報、ユーザ行動、その他に基づき)これに関心を寄せる見込みが高いユーザに照合できる。

20

【 0 0 9 8 】

集約済み広告をユーザに相関させることを望まないなら(ブロック 1 0 4 5 - いいえ)、プロセス 1 0 0 0 は終了する。

30

【 0 0 9 9 】

カスタム出版物の作成

図 1 1 A および 1 1 B のプロセス 1 1 0 0 は、ユーザからコンテンツ検索クエリを受けた時点で始まる(ブロック 1 1 0 5)。例えば図 5 A との関係で上述した一実施例においてはユーザがフィールド 5 0 5 で検索クエリを入力し、「出版物を見つける」ボタン 5 1 0 を選択して検索クエリを実行し、クエリに一致するコンテンツを得ることができる。図 5 A との関係で上述した別の実施例においては、何らかの順序で(例えば日付により、主題により、その他により)整理された以前の検索クエリがユーザに提示される。ユーザが過去に使ったクエリは、それらがどれくらい新しく、どれくらいの頻繁に使われているかに応じて格付けでき、検索ページ上に配置されたメニューを通じてアクセスできる。図 5 A との関係で上述したもうひとつの実施例においては、ユーザが「出版物詳細」セクションで上級コンテンツ検索クエリに盛り込む様々なコンテンツ詳細 5 2 0 を入力できる。例えば出版物名、記事名、画像名、出版物の主題、記事の主題、画像の主題等を入力するか選択することにより、コンテンツを検索できる。

40

【 0 1 0 0 】

ユーザは、検索クエリが記憶されることを望むなら(ブロック 1 1 1 0 - はい)、コンテンツを選択するためのユーザ検索クエリは保存できる(ブロック 1 1 1 5)。例えば一実施例において、カスタム出版物作成装置はユーザの要求に応じてかかる検索クエリを保存でき、ユーザは後ほど(例えば図 5 A の「前のクエリを実行する」ボタン 5 1 5 の選択により)蓄積された検索クエリにアクセスできる。検索クエリを記憶しないことをユーザ

50

が望むなら（ブロック 1 1 1 0 - いいえ）、ユーザ検索クエリをもとに集約済みコンテンツを検索できる（ブロック 1 1 2 0）。例えばカスタム出版物作成装置は、（例えば図 1 のカスタム出版物作成装置のコンテンツ情報部に蓄積された）集約済みコンテンツに対し検索クエリを実行できる。

【 0 1 0 1 】

図 1 1 A には図示されていないが、ユーザ検索クエリを使ってコンテンツを検索する代わりに、広告を自動的に生成するのと同じ要領でコンテンツの一部または全部を自動的に選択する、および/またはユーザに勧める、こともできる（図 1 1 B との関係で後述する）。例えば一実施例においてはユーザフィールドバック、地理、行動、人口統計、協調フィルタリング、サイコグラフィックス、ユーザの選択が示唆する嗜好性、および/または登録時にユーザから収集される他の何らかのデータに基づき、コンテンツの一部または全部を自動的に生成（例えば選択および/または推奨）できる。

10

【 0 1 0 2 】

検索クエリの結果は、すなわち該当するコンテンツは、ユーザに推奨および/または提示できる（ブロック 1 1 2 5）。例えば図 5 B との関係で上述した一実施例においては、コンテンツデータベース（図 1 のカスタム出版物作成装置のコンテンツ情報部）をスキャンし、ユーザが入力した検索条件に一致するコンテンツを提示することによって検索結果 5 5 5 を出す。検索結果 5 5 5 はユーザの検索クエリに一致するいくつかのコンテンツを含み、様々なやり方で（例えば日付、関連性、代金、その他により）配置できる。

【 0 1 0 3 】

さらに図 1 1 A に示すとおり、プロセス 1 1 0 0 はユーザが選択したコンテンツを受け取ることを含み（ブロック 1 1 3 0）、図 1 1 B のブロック A へ進むことができる。図 5 B との関係で上述した一実施例においては、ユーザが（例えば「購入」ボタン 5 6 0 を選択することにより）購入するコンテンツを選択でき、それに応じて「カスタム出版物」セクションは更新される（例えば選択されたコンテンツがリスト 5 3 0 へ加わり、出版物代金 5 3 5 が更新され、出版物ページ数 5 4 0 が更新される）。

20

【 0 1 0 4 】

図 1 1 B に示すとおり、広告を自動的に生成することをユーザが望むなら（ブロック 1 1 3 5 - はい）、選択されたコンテンツとともに盛り込む広告を自動的に選択および/または推奨できる。例えば図 6 A との関係で上述した一実施例においては、ユーザが（例えば「広告を自動的に選択する」ボタン 6 3 0 を選択することにより）広告を自動的に選択できる。選択されたコンテンツ、リンクされたコンテンツ、ユーザフィールドバック、地理、行動、人口統計、協調フィルタリング、サイコグラフィックス、ユーザの選択が示唆する嗜好性、および/または登録時にユーザから収集される他の何らかのデータに基づき、広告の一部または全部を自動的に生成できる。

30

【 0 1 0 5 】

別の実施例では広告を自動的に推奨できる（ただし選択しない）。例えば、前の段落で述べた可変値のいずれかに基づき自動的に広告を推奨でき、ユーザは推奨された広告から広告を選択できる。

【 0 1 0 6 】

広告を自動的に生成することをユーザが望まないなら（ブロック 1 1 3 5 - いいえ）、広告を選択するためのユーザ検索クエリを受け取ることができる（ブロック 1 1 4 5）。例えば図 6 A との関係で上述した一実施例においては、ユーザがフィールド 6 1 0 に検索クエリを入力し、「広告を見つける」ボタン 6 2 0 を選択して検索クエリを実行し、クエリに一致する広告を得ることができる。ユーザは別の実施例において、以前のコンテンツ検索クエリを実行するのと同じ要領で（図 5 A との関係で上述）、以前に入力した広告検索クエリを実行できる。ユーザは図 6 A との関係で上述した一実施例において、上級広告検索クエリに盛り込む様々な広告詳細 6 4 0（例えば広告名、広告の主題、製品名、製品の主題、および/または広告作成日）を入力できる。

40

【 0 1 0 7 】

50

ユーザが検索クエリを記憶させることを望むなら（ブロック 1150 - はい）、広告を選択するためのユーザ検索クエリを保存できる（ブロック 1155）。例えば一実施例において、カスタム出版物作成装置はユーザの要求に応じてかかる検索クエリを保存でき、ユーザは、後ほど、保存された検索クエリにアクセスできる。検索クエリを記憶しないことをユーザが望むなら（ブロック 1150 - いいえ）、ユーザ検索クエリをもとに集約済み広告を検索できる（ブロック 1160）。例えばカスタム出版物作成装置は、（例えば図 1 のカスタム出版物作成装置の広告情報部に蓄積された）集約済み広告に対し検索クエリを実行できる。

【0108】

検索クエリの結果は、すなわち該当する広告は、ユーザに推奨および/または提示できる（ブロック 1165）。例えば図 6 B との関係で上述した一実施例においては、広告データベース（図 1 のカスタム出版物作成装置の広告情報部）をスキャンし、ユーザが入力した検索条件に一致する広告を提示することによって検索結果 680 を出す。検索結果 680 はいくつかの広告を含み、様々なやり方で（例えば日付、関連性、その他により）配置できる。図 6 A との関係で上述した一実施例においては、ユーザプロフィールに基づき、ユーザによって選択されたコンテンツに基づき、および/または以前および/または現在のユーザ検索クエリに基づき、広告を推奨できる。

10

【0109】

さらに図 11 B に示すとおり、プロセス 1100 は、ユーザによって選択された、および/または自動的に選択された、広告を受け取ることを含み（ブロック 1170）、図 11 C のブロック B へ進むことができる。図 6 B との関係で上述した一実施例においては、ユーザが（例えば「広告を選択する」ボタン 690 を選択することにより）広告を選択でき、それに応じて「カスタム出版物」セクションは更新される（例えば選択された広告がリスト 660 へ加わり、出版物代金 535 が更新され、出版物ページ数 540 が更新される）。

20

【0110】

図 11 C に示すとおり、プロセス 1100 はユーザがさらに他のコンテンツを含めるか否かを判断することを含む（ブロック 1175）。例えばユーザは、コンテンツと広告を選択した後にさらに他のコンテンツの追加を決めるかもしれない。さらに他のコンテンツを望むなら（ブロック 1175 - はい）、プロセス 1100 は図 11 A のブロック C へ戻り、さらに他のコンテンツを選択できる。さらに他のコンテンツを望まないなら（ブロック 1175 - いいえ）、ユーザがさらに他の広告を含めることを望んでいるか否かを判断する（ブロック 1180）。例えばユーザは、カスタム出版物の代金を抑えるためさらに他の広告を含めることを望むかもしれない。さらに他の広告を望むなら（ブロック 1180 - はい）、プロセス 1100 は図 11 B のブロック D へ戻り、さらに他の広告を選択できる。

30

【0111】

さらに他の広告を望まないなら（ブロック 1180 - いいえ）、カスタム出版物の配布形式選好をユーザから受け取ることができる（ブロック 1185）。例えば図 7 との関係で上述した一実施例においては、要望に応じてカスタム出版物を（例えば図 1 のカスタム出版物作成装置により）印刷し、ユーザへ郵送できる。もうひとつの実施例では、電子版（例えば Adobe PDF 形式）のカスタム出版物をユーザがダウンロードしたり、eメールでユーザに送ったりすることができる。もうひとつの実施例では、小売店にあるプリントピックアップステーションでカスタム出版物を印刷できる。もうひとつの実施例においては小売店や出版者がカスタム出版物作成装置へ接続し、ユーザの代わりにカスタム出版物を印刷できる。

40

【0112】

プロセス 1100 は、好ましい配布形式でカスタム出版物を生成することを含む（ブロック 1190）。例えばカスタム出版物はユーザへ郵送でき、ユーザによりダウンロードでき、eメールでユーザへ送信でき、プリントピックアップステーションや小売店で印刷

50

できる。プロセス 1100 は会計情報を更新することを含む（ブロック 1195）。例えばカスタム出版物の料金はユーザのクレジットカードに請求でき、カスタム出版物に広告を掲載する広告主の財務情報（例えば図 9 A および 9 B の「広告レポート」セクションの中にある情報）は更新でき、カスタム出版物にコンテンツを掲載するコンテンツ提供者の財務情報（例えば図 8 の「コンテンツレポート」セクションの中にある情報）は更新できる。

【0113】

カスタム出版物の自動作成 / 推奨

図 12 のプロセス 1200 は、ユーザ入力および / またはユーザ情報に基づきコンテンツ検索クエリを作成することを含む（ブロック 1210）。例えば一実施例において、カスタム出版物作成装置は以前のユーザコンテンツ検索クエリに基づきコンテンツの検索クエリを作成できる。もうひとつの実施例において、カスタム出版物作成装置はユーザがカスタム出版物向けに選択した以前のコンテンツに基づき検索クエリを作成できる。もうひとつの実施例において、カスタム出版物作成装置はユーザに関する情報（例えば人口統計、サイコグラフィックス、その他）に基づきコンテンツ検索クエリを作成できる。

10

【0114】

さらに図 12 に示すとおり、プロセス 1200 は検索クエリに基づきコンテンツを引き出すことを含む（ブロック 1220）。例えば一実施例において、カスタム出版物作成装置は（例えば図 1 のカスタム出版物作成装置のコンテンツ情報部に格納された）集約済みコンテンツに対して検索クエリを実行し、検索クエリで見つかった関連性が最も高い一定数のコンテンツを引き出すことができる。

20

【0115】

広告検索クエリは、ユーザ入力および / またはユーザ情報に基づいて作成できる（ブロック 1230）。例えば一実施例において、カスタム出版物作成装置は以前のユーザ広告検索クエリに基づき検索クエリを作成できる。もうひとつの実施例において、カスタム出版物作成装置はユーザがカスタム出版物向けに選択した以前の広告に基づき検索クエリを作成できる。もうひとつの実施例において、カスタム出版物作成装置はユーザに関する情報（例えば人口統計、サイコグラフィックス、その他）に基づき、および / またはユーザによって選択されたコンテンツに基づき、広告検索クエリを作成できる。

30

【0116】

さらに図 12 に示すとおり、プロセス 1200 は検索クエリに基づき広告を引き出すことを含む（ブロック 1240）。例えば一実施例において、カスタム出版物作成装置は（例えば図 1 のカスタム出版物作成装置の広告情報部に格納された）集約済み広告に対して検索クエリを実行し、検索クエリで見つかった関連性が最も高い一定数の広告を引き出すことができる。

【0117】

プロセス 1200 は引き出されたコンテンツおよび / または引き出された広告を含むカスタム出版物を作成および / または推奨することを含む（ブロック 1250）。例えば一実施例において、カスタム出版物作成装置は引き出されたコンテンツと広告とを含むカスタム出版物を生成し、その出版物の販売をユーザに持ちかけることができる。もうひとつの実施例においては、ユーザがユーザ選好に基づくカスタム出版物の自動生成を設定できる。例えばユーザは、野球について論じる最新記事を含む週刊誌の作成を望むかもしれない。かかるユーザは、コンテンツや広告を選択するプロセスを通過せずにかかるカスタム出版物を自動的に生成することを望むかもしれない。

40

【0118】

図 10 A ~ 12 のプロセスはいつでも実行できる。本発明の原理に一致する一実施例において、図 10 A、10 B、および図 12 のプロセスは（例えば、ユーザから提供される検索クエリと図 11 A ~ 11 C のプロセスの前に）オフラインで実行できる。もうひとつの実施例においては、図 10 A および 10 B のプロセスをオフラインで実行でき、図 11 A ~ 11 C のプロセスはユーザから提供される検索クエリを受けて実行でき、図 12 のプ

50

ロセスはユーザがカスタム出版物作成装置にログインするときに実行できる。

【0119】

図4～9Aはカスタム出版物の作成にかかわる情報を入力する代表的インターフェイスを示しているが、そこに描かれたインターフェイスは、カスタム出版物の作成に係るほかの情報を表示および/または入力するのに使うこともできる。例えば一実施例において、コンテンツおよび/または広告の検索に使う検索条件は増やしたり減らしたりできる。

【0120】

図1～12は個人向けコンテンツと個人向け広告を含むカスタム出版物の作成を示しているが、本発明の原理に一致する代替実施例のカスタム出版物は個人向けコンテンツだけ
10
を含み、広告は自動的に生成され、ユーザがこれを選択することはできない。本発明の原理に一致するもうひとつの代替実施例で、本発明のシステムおよび方法は出版物の契約購読管理サービスの一部として広告の個人的使用を許可する。

【0121】

結論

本発明の原理に一致するシステムおよび方法は、ユーザが複数のコンテンツ供給元から選択したコンテンツと様々な広告主の関連広告（例えば、ユーザ入力に基づき選択された広告、コンテンツに係る広告、または前記2つの組み合わせ）とを含むオンデマンド販売時点印刷出版物を提供できる。関連広告の判断にあたっては、印刷出版物の販売時点に関する情報（例えば、時刻、位置、店舗の種別、完結しつつある取引の種別等）を考慮
20
に入れることができる。

【0122】

前述した本発明の好適な実施形態の説明は例証と説明を提供するものだが、網羅的であることを、または開示したとおりの形態に本発明を制限することを、意図するものではない。修正とバリエーションは上記の教示を踏まえて可能であり、あるいは本発明の実践から習得できる。

【0123】

例えば、図10A～12との関係で一連の操作を説明したが、本発明の原理に一致する別の実施例ではこれらの操作の順序を変えることができる。さらに、非従属的な操作は並行して実行できる。
30

【0124】

図1および図4～9Bとの関係で代表的ユーザインターフェイスを説明した。本発明の原理に一致する別の実施例では、ユーザインターフェイスに盛り込む情報を増やしたり、減らしたり、変えたりできる。

【0125】

上述した本発明の態様を図示された実施例で様々な形のソフトウェア、ファームウェア、およびハードウェアで実施できることは当業者にとって明白であろう。本発明の原理に一致する態様の実施にあたって使用する実際のソフトウェアコードや専用の制御ハードウェアは、本発明を制限するものではない。このため、態様の動作と挙動は具体的なソフトウェアコードに言及せずに説明した。当業者なら、ここでの説明をもとに態様を実施するソフトウェアと制御ハードウェアを設計できるものと理解する。
40

【0126】

本願で使用した要素、操作、または命令は、本発明にとって必要不可欠と明記されない限り、本発明にとって必要不可欠と解釈すべきものではない。また、ここで使用した冠詞「a」（ある）は1つ以上の項目を含むことを意図する。ただひとつの項目を意図する場合は、用語「one」（1つの）やこれに類似する言葉が使われている。さらに語句「based on」（基づく）は、別段の明言がない限り、「based, at least in part, on」（少なくとも部分的には基づく）を意味することを意図する。
50

【図面の簡単な説明】

【 0 1 2 7 】

【 図 1 】 本発明の原理に一致するコンセプトを示す代表的図である。

【 図 2 】 本発明の原理に一致するシステムおよび方法を実施できるネットワークの代表的図である。

【 図 3 】 本発明の原理に一致する一実施例に従い、図 2 のクライアントまたはサーバの代表的図である。

【 図 4 】 本発明の原理に一致する実施例に従い、個人向けのコンテンツと広告とを含むカスタム出版物の関連情報を入手する代表的インターフェイス文書の代表的図である。

【 図 5 A 】 本発明の原理に一致する実施例に従い、個人向けのコンテンツと広告とを含むカスタム出版物の関連情報を入手する代表的インターフェイス文書の代表的図である。

10

【 図 5 B 】 本発明の原理に一致する実施例に従い、個人向けのコンテンツと広告とを含むカスタム出版物の関連情報を入手する代表的インターフェイス文書の代表的図である。

【 図 6 A 】 本発明の原理に一致する実施例に従い、個人向けのコンテンツと広告とを含むカスタム出版物の関連情報を入手する代表的インターフェイス文書の代表的図である。

【 図 6 B 】 本発明の原理に一致する実施例に従い、個人向けのコンテンツと広告とを含むカスタム出版物の関連情報を入手する代表的インターフェイス文書の代表的図である。

【 図 7 】 本発明の原理に一致する実施例に従い、個人向けのコンテンツと広告とを含むカスタム出版物の関連情報を入手する代表的インターフェイス文書の代表的図である。

【 図 8 】 本発明の原理に一致する実施例に従い、個人向けのコンテンツと広告とを含むカスタム出版物の関連情報を入手する代表的インターフェイス文書の代表的図である。

20

【 図 9 A 】 本発明の原理に一致する実施例に従い、個人向けのコンテンツと広告とを含むカスタム出版物の関連情報を入手する代表的インターフェイス文書の代表的図である。

【 図 9 B 】 本発明の原理に一致する実施例に従い、個人向けのコンテンツと広告とを含むカスタム出版物の関連情報を入手する代表的インターフェイス文書の代表的図である。

【 図 1 0 A 】 本発明の原理に一致する一実施例に従い、個人向けのコンテンツと広告とに関連する情報を入手し処理する代表的プロセスのフローチャートである。

【 図 1 0 B 】 本発明の原理に一致する一実施例に従い、個人向けのコンテンツと広告とに関連する情報を入手し処理する代表的プロセスのフローチャートである。

【 図 1 1 A 】 本発明の原理に一致する一実施例に従い、個人向けのコンテンツと広告とを含むカスタム出版物を作成する代表的プロセスのフローチャートである。

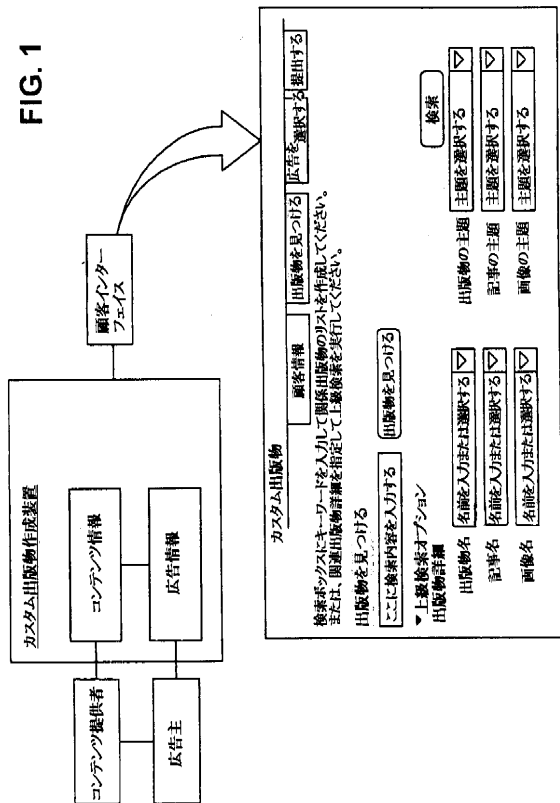
30

【 図 1 1 B 】 本発明の原理に一致する一実施例に従い、個人向けのコンテンツと広告とを含むカスタム出版物を作成する代表的プロセスのフローチャートである。

【 図 1 1 C 】 本発明の原理に一致する一実施例に従い、個人向けのコンテンツと広告とを含むカスタム出版物を作成する代表的プロセスのフローチャートである。

【 図 1 2 】 本発明の原理に一致する一実施例に従い、ユーザから提供される情報に、および/またはユーザに関する情報に、基づき自動的にカスタム出版物を作成および/または推奨する代表的プロセスのフローチャートである。

【 図 1 】



【 図 3 】

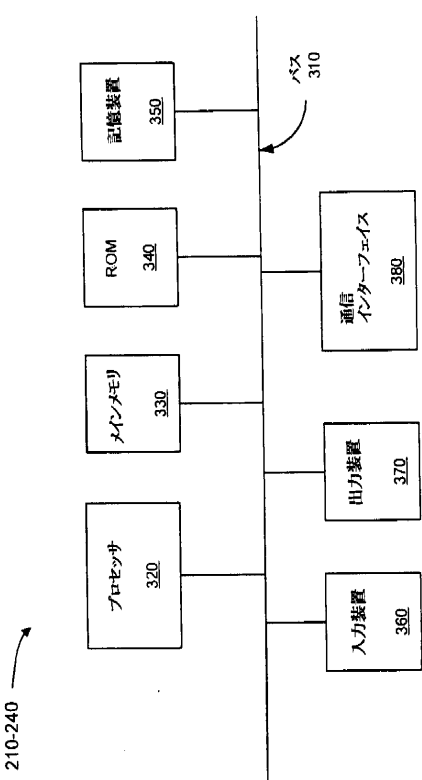
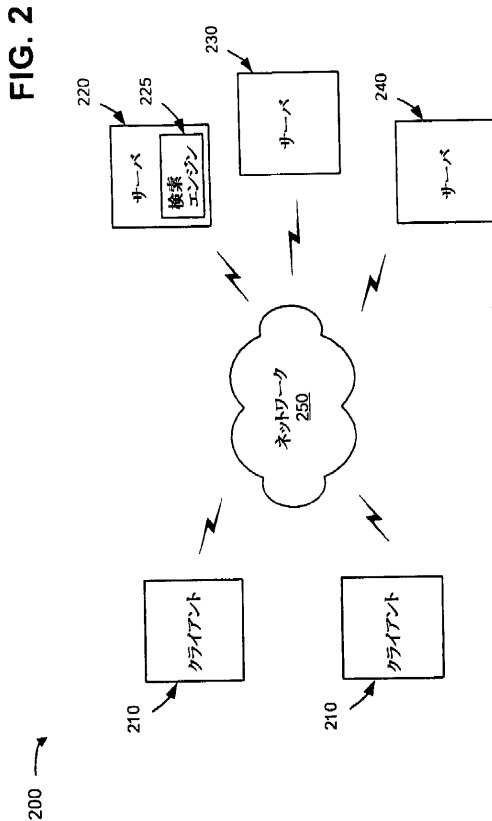
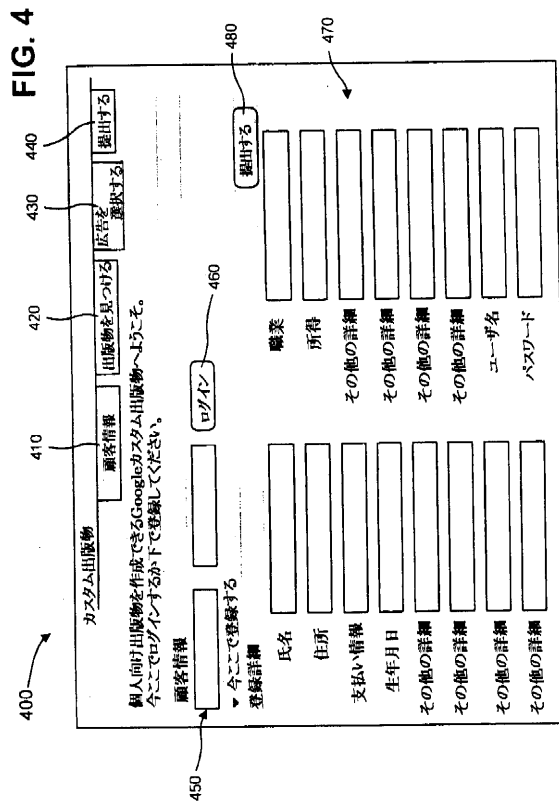


FIG. 3

【 図 2 】

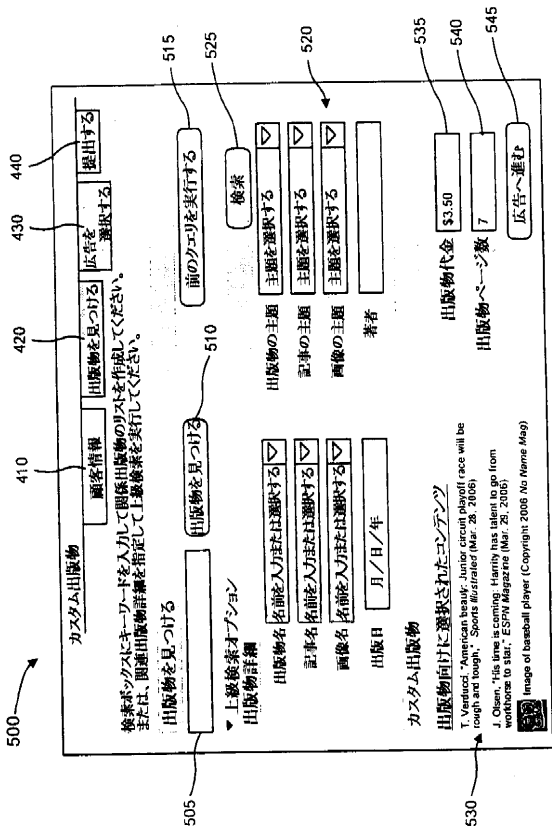


【 図 4 】



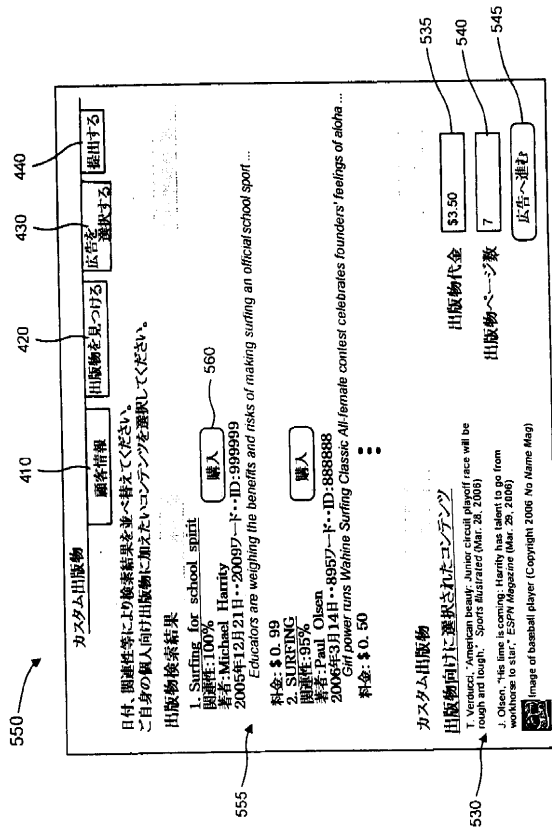
【 図 5 A 】

FIG. 5A



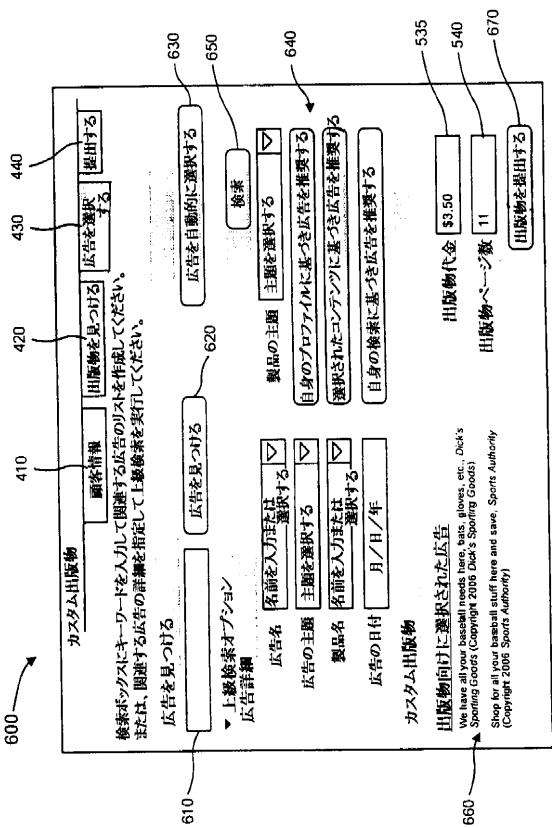
【 図 5 B 】

FIG. 5B



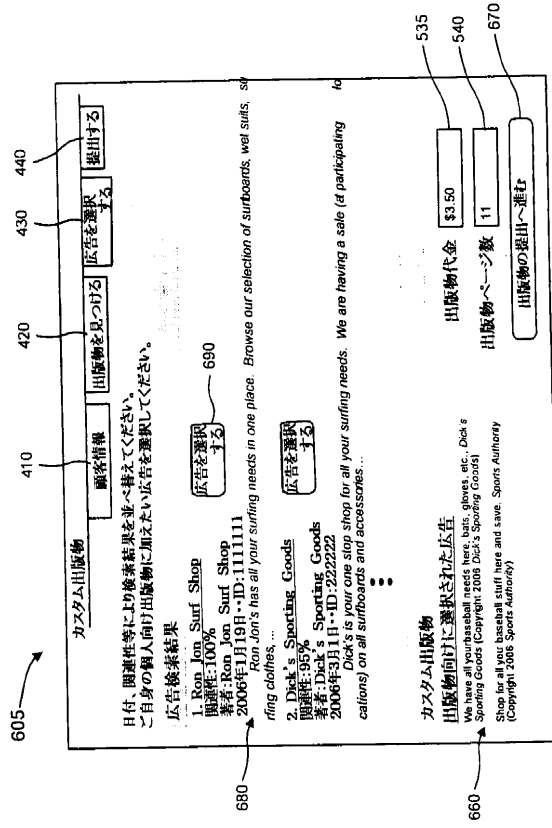
【 図 6 A 】

FIG. 6A

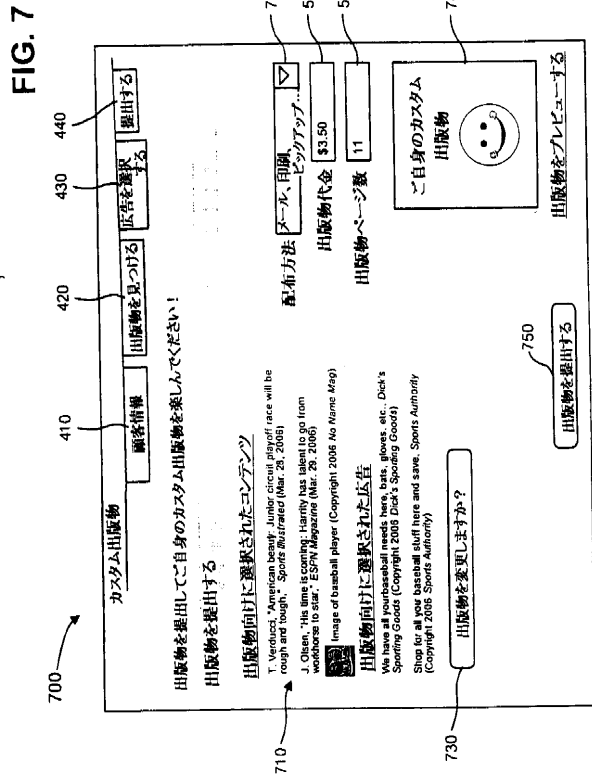


【 図 6 B 】

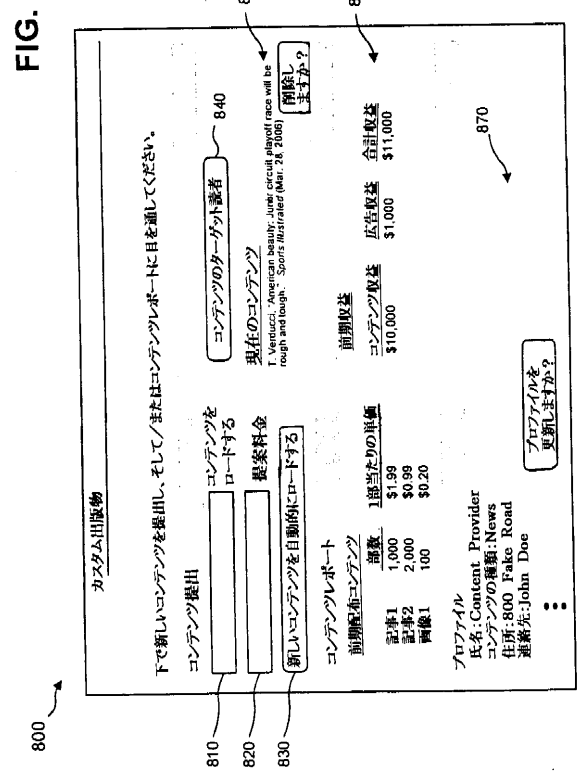
FIG. 6B



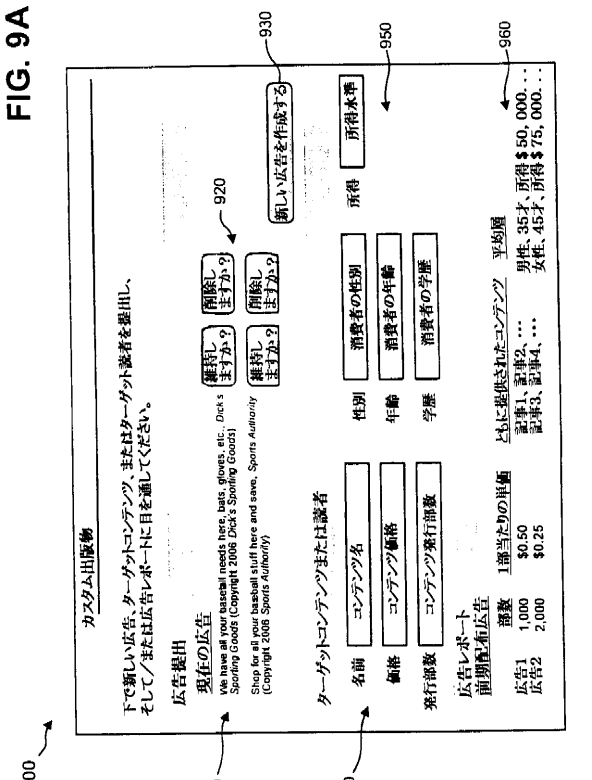
【 図 7 】



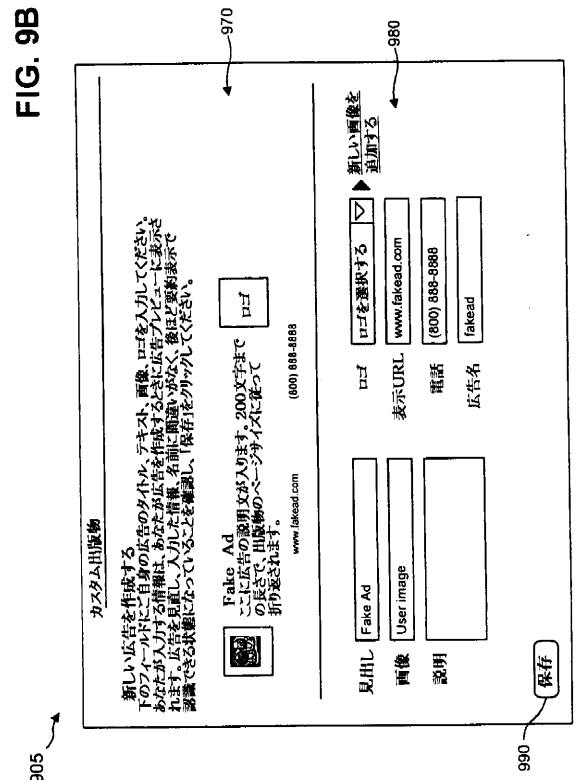
【 図 8 】



【 図 9 A 】



【 図 9 B 】



【図10A】

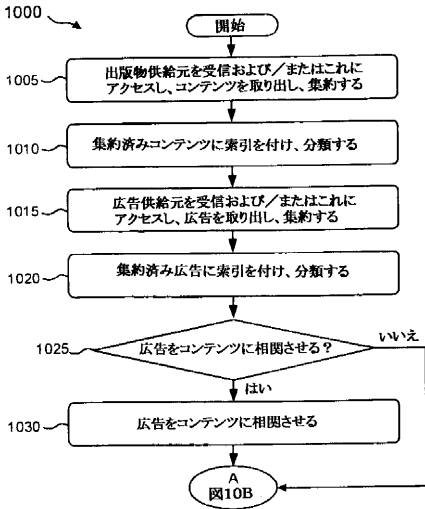


FIG. 10A

【図10B】

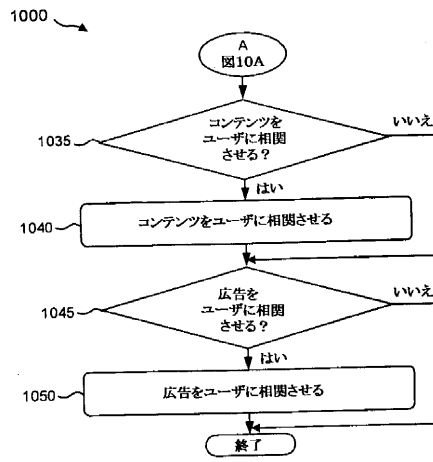


FIG. 10B

【図11A】

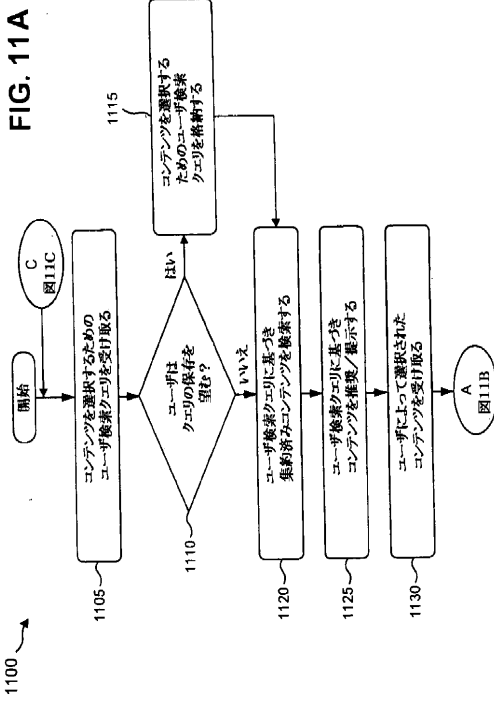


FIG. 11A

【図11B】

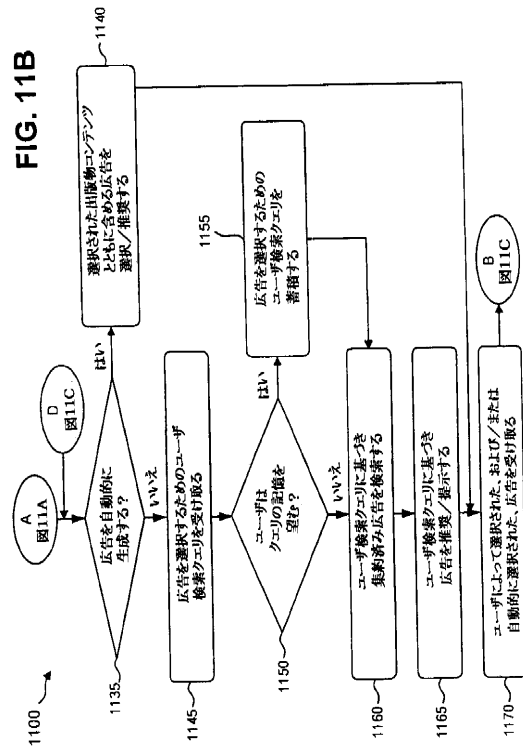
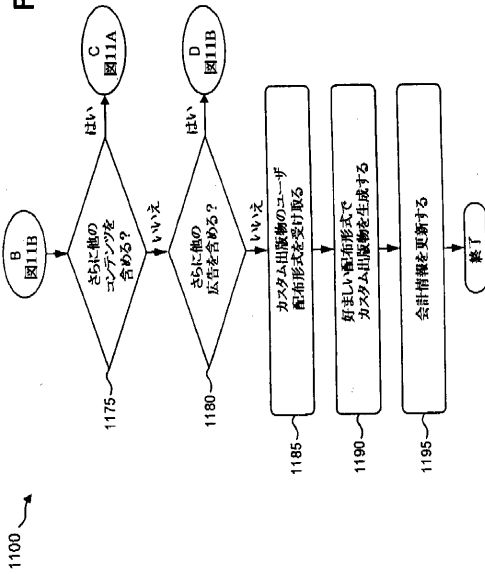


FIG. 11B

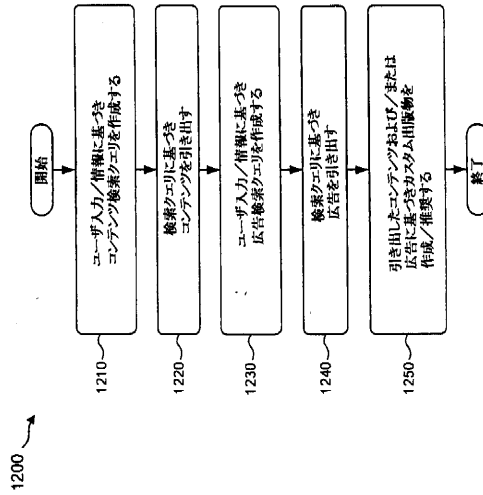
【 図 1 1 C 】

FIG. 11C



【 図 1 2 】

FIG. 12



【 手続 補正 書 】

【 提出 日 】 平成 20 年 12 月 16 日 (2008.12.16)

【 手続 補正 1 】

【 補正 対 象 書 類 名 】 特 許 請 求 の 範 囲

【 補正 対 象 項 目 名 】 全 文

【 補正 方 法 】 変 更

【 補正 の 内 容 】

【 特 許 請 求 の 範 囲 】

【 請 求 項 1 】

複数のコンテンツ供給元からユーザ入力に基づきコンテンツを受け取ることと、
個人向け広告検索クエリに基づき広告を検索することと、
前記個人向け広告検索クエリの結果に基づき広告を推奨することと、
前記推奨広告から個人向け広告のユーザ選択を受け取ることと、
 前記コンテンツと前記個人向け広告とを含むカスタム出版物を作成することとを備える
 、方法。

【 請 求 項 2 】

興味の対象についてユーザ入力を受け取ることとをさらに備える、請求項 1 に記載の方法
 。

【 請 求 項 3 】

個人向けコンテンツ検索クエリに基づき前記複数のコンテンツ供給元を検索することと

、
 前記個人向けコンテンツ検索クエリの結果に基づきコンテンツを推奨することと、
 前記推奨コンテンツから前記コンテンツを選択するユーザ入力を受け取ることとをさら
 に備える、請求項 1 に記載の方法。

【 請 求 項 4 】

前記個人向けコンテンツ検索クエリを格納することをさらに備える、請求項 3 に記載の方法。

【請求項 5】

前記個人向け広告検索クエリを格納することをさらに備える、請求項 1 に記載の方法。

【請求項 6】

複数のコンテンツ提供者からコンテンツを受け取ることと、

前記コンテンツを集約することと、

前記集約されたコンテンツから前記コンテンツを受け取ることと、

前記集約されたコンテンツに索引を付けて分類することとをさらに備える、請求項 1 に記載の方法。

【請求項 7】

複数の広告主から広告を受け取ることと、

前記広告を集約することと、

前記集約された広告から前記個人向け広告を受け取ることと、

前記集約された広告に索引を付けて分類することとをさらに備える、請求項 1 に記載の方法。

【請求項 8】

コンテンツを前記受け取るとは、前記カスタム出版物に含める前記コンテンツを指定するユーザ入力を受け取ることを含む、請求項 1 に記載の方法。

【請求項 9】

前記個人向け広告は前記個人向けコンテンツに基づく、請求項 1 に記載の方法。

【請求項 10】

前記個人向け広告はユーザ情報に基づく、請求項 1 に記載の方法。

【請求項 11】

広告を推奨することは、ユーザ情報、前記コンテンツ、またはコンテンツ検索クエリのいずれか 1 つ以上に基づき前記広告を推奨することを備え、

ユーザ選択を受け取るとは、前記推奨された広告から前記個人向け広告のユーザ選択を受け取ることを含む、請求項 1 に記載の方法。

【請求項 12】

前記カスタム出版物の配布形式を指定するユーザ入力を受け取るとをさらに備える、請求項 1 に記載の方法。

【請求項 13】

前記カスタム出版物をハードコピー形式で提供することをさらに備える、請求項 1 に記載の方法。

【請求項 14】

前記カスタム出版物を機械閲覧可能形式で提供することをさらに備える、請求項 1 に記載の方法。

【請求項 15】

ユーザ選好に基づきコンテンツを検索することと、

前記コンテンツ検索の結果に基づきコンテンツを推奨することと、

前記推奨されたコンテンツから前記コンテンツのユーザ選択を受け取るとをさらに

備える、請求項 1 に記載の方法。

【請求項 16】

複数のコンテンツ供給元からユーザ入力に基づきコンテンツを受け取ることと、

ユーザ選好に基づき広告を検索することと、

前記広告検索の結果に基づき広告を推奨することと、

前記推奨された広告における個人向け広告のユーザ選択を受け取ることと、

前記コンテンツと前記個人向け広告とを含むカスタム出版物を作成することとを備える、方法。

【請求項 17】

前記カスタム出版物は、前記コンテンツと前記個人向け広告とを含むオンデマンド販売時点印刷出版物を含む、請求項 16 に記載の方法。

【請求項 18】

複数のコンテンツ提供者からコンテンツを受け取ることと、
前記コンテンツを集約することと、
前記集約コンテンツから個人向けコンテンツを受け取ることとを含み、前記個人向けコンテンツは、ユーザ入力に基づいており
複数の広告主から広告を受け取ることと、
前記広告を集約することと、
ユーザ選好に基づき前記集約された広告を検索することと、
前記集約された広告の検索の結果に基づき広告を推奨することと、
前記推奨された広告から個人向け広告のユーザ選択を受け取ることと、
前記個人向けコンテンツと前記個人向け広告とを含むカスタム出版物を作成することとを備える、方法。

【請求項 19】

前記集約されたコンテンツを前記集約広告に関連付けることと、
前記集約されたコンテンツをユーザ情報に関連付けることと、
前記集約された広告をユーザ情報に関連付けることとのうちの少なくともひとつをさらに備える、請求項 18 に記載の方法。

【請求項 20】

前記集約されたコンテンツに索引を付けて分類することと、
前記集約された広告に索引を付けて分類することとをさらに備える、請求項 18 に記載の方法。

【請求項 21】

ユーザ情報に基づきコンテンツ検索クエリを作成することと、
前記コンテンツ検索クエリに基づきコンテンツを引き出すことと、
ユーザ情報に基づき広告検索クエリを作成することと、
前記広告検索クエリに基づき広告を検索することと、
前記広告検索クエリの結果に基づき広告を推奨することと、
前記推奨された広告から個人向け広告のユーザ選択を受け取ることと、
前記コンテンツと前記個人向け広告とを含むカスタム出版物を作成することとを備える、方法。

【請求項 22】

コンテンツを指定するユーザ入力を受け取るための手段と、
個人向け広告検索クエリに基づき広告を検索するための手段と、
前記個人向け広告検索クエリの結果に基づき広告を推奨するための手段と、
前記推奨された広告から個人向け広告のユーザ選択を受け取るための手段と、
前記コンテンツと前記個人向け広告とを含むカスタム出版物を作成するための手段ととを備える、システム。

【請求項 23】

命令を蓄積するメモリと、
前記メモリ内の前記命令を実行するプロセッサとを備え、前記命令は、
コンテンツを受け取り、
個人向け広告検索クエリに基づき広告を検索し、
前記個人向け広告検索クエリの結果に基づき広告を推奨し、
前記推奨された広告から個人向け広告のユーザ選択を受け取り、
前記コンテンツと前記個人向け広告とを含むカスタム出版物を作成する、装置。

【請求項 24】

コンピュータ実行可能命令を格納したコンピュータ可読媒体であって、同命令は、
コンテンツを受け取る命令と、

個人向け広告検索クエリに基づき広告を検索する命令と、
前記個人向け広告検索クエリの結果に基づき広告を推奨する命令と、
前記推奨された広告から個人向け広告のユーザ選択を受け取る命令と、
前記コンテンツと前記個人向け広告とを含むカスタム出版物を作成する命令とを含む、
コンピュータ可読媒体。


【請求項 25】

複数のコンテンツ検索クエリをユーザに関連付けることと、
前記複数のコンテンツ検索クエリを用いてコンテンツを定期的に検索することと、
複数の広告検索クエリをユーザに関連付けることと、
前記複数の広告検索クエリを用いて広告を定期的に検索することと、
前記コンテンツおよび前記広告の前記定期的検索の結果を用いて、選択されたコンテ
ンツおよび広告を前記ユーザに関連付けられたカスタム出版物に定期的に提供することを備
える、方法。

【請求項 26】

前記コンテンツは個人向けコンテンツを含む、請求項 1 に記載の方法。

【 国際調査報告 】

INTERNATIONAL SEARCH REPORT		International application No. PCT/US 07/67908
A. CLASSIFICATION OF SUBJECT MATTER IPC(8) - G06Q 30/00 (2007.01) USPC - 705/14 According to International Patent Classification (IPC) or to both national classification and IPC		
B. FIELDS SEARCHED Minimum documentation searched (classification system followed by classification symbols) USPC: 705/14 Documentation searched other than minimum documentation to the extent that such documents are included in the fields searched USPC: 705/14, 500; 709/203, 201. Electronic data base consulted during the international search (name of data base and, where practicable, search terms used) Pub WEST (USPT, PGPB, JPAB, EPAB), Google Scholar, Patent Storm. Search Terms Used: (personal\$ or (customi\$)) adj adverti\$, customi\$ adj publica\$, search, select\$ adj adverti\$, aggregat\$, input, publication distribution, advert\$ or promoti\$, contribut\$ or providi\$, format, specifi\$, print\$, wablog\$ or blog\$, distribut\$.		
C. DOCUMENTS CONSIDERED TO BE RELEVANT		
Category*	Citation of document, with indication, where appropriate, of the relevant passages	Relevant to claim No.
X	US 2005/0091109 A1 (Howard et al.), 28 April 2005 (28.04.2005), entire document especially figure 7; para [0006]; para [0031]; para [0034]; para [0044]-[0045]; para [0046]-[0054]; para [0058]-[0059].	1-3, 5, 7-18, 21-24 and 27-34
Y		4, 8, 19-20, 25-26 and 35
Y	US 2004/0172405 A1 (Farran), 02 September 2004 (02.09.2004), entire document especially para [0013]-[0016].	19-20 and 25-26
Y	US 6,516,312 B1 (Kraft et al.), 04 February 2003 (04.02.2004), entire document especially col 1, ln 5-19; col 1, ln 36-50; col 6, ln 10-18.	4, 8 and 35
<input type="checkbox"/> Further documents are listed in the continuation of Box C. <input type="checkbox"/>		
* Special categories of cited documents: "A" document defining the general state of the art which is not considered to be of particular relevance "E" earlier application or patent but published on or after the international filing date "L" document which may throw doubts on priority claim(s) or which is cited to establish the publication date of another citation or other special reason (as specified) "O" document referring to an oral disclosure, use, exhibition or other means "P" document published prior to the international filing date but later than the priority date claimed "T" later document published after the international filing date or priority date and not in conflict with the application but cited to understand the principle or theory underlying the invention "X" document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered novel or cannot be considered to involve an inventive step when the document is taken alone "Y" document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered to involve an inventive step when the document is combined with one or more other such documents, such combination being obvious to a person skilled in the art "&" document member of the same patent family		
Date of the actual completion of the international search 20 November 2007 (20.11.2007)		Date of mailing of the international search report 29 JAN 2008
Name and mailing address of the ISA/US Mail Stop PCT, Attn: ISA/US, Commissioner for Patents P.O. Box 1450, Alexandria, Virginia 22313-1450 Facsimile No. 571-273-3201		Authorized officer: Lee W. Young PCT Helpdesk: 571-272-4300 PCT OSP: 571-272-7774 

フロントページの続き

(81)指定国 AP(BW, GH, GM, KE, LS, MW, MZ, NA, SD, SL, SZ, TZ, UG, ZM, ZW), EA(AM, AZ, BY, KG, KZ, MD, RU, TJ, TM), EP(AT, BE, BG, CH, CY, CZ, DE, DK, EE, ES, FI, FR, GB, GR, HU, IE, IS, IT, LT, LU, LV, MC, MT, NL, PL, PT, RO, SE, SI, SK, TR), OA(BF, BJ, CF, CG, CI, CM, GA, GN, GQ, GW, ML, MR, NE, SN, TD, TG), AE, AG, AL, AM, AT, AU, AZ, BA, BB, BG, BH, BR, BW, BY, BZ, CA, CH, CN, CO, CR, CU, CZ, DE, DK, DM, DZ, EC, EE, EG, ES, FI, GB, GD, GE, GH, GM, GT, HN, HR, HU, ID, IL, IN, IS, JP, KE, KG, KM, KN, KP, KR, KZ, LA, LC, LK, LR, LS, LT, LU, LY, MA, MD, ME, MG, MK, MN, MW, MX, MY, MZ, NA, NG, NI, NO, NZ, OM, PG, PH, PL, PT, RO, RS, RU, SC, SD, SE, SG, SK, SL, SM, SV, SY, TJ, TM, TN, TR, TT, TZ, UA, UG, US, UZ, VC, VN, ZA, ZM, ZW

(74)代理人 100109162

弁理士 酒井 將行

(74)代理人 100111246

弁理士 荒川 伸夫

(72)発明者 ハーリンスタイン, ジェイソン

アメリカ合衆国、10010 ニュー・ヨーク州、ニュー・ヨーク、ファースト・アベニュー、385、10・イー

(72)発明者 ローター・デイビス, カレン

アメリカ合衆国、95120 カリフォルニア州、サン・ノゼ、ウィスパリング・パインズ・ドライブ、6548

Fターム(参考) 5B075 ND20 PR08